

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 平成22年5月25日提出

【発行者名】 大和証券投資信託委託株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 石橋 俊朗

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号

【事務連絡者氏名】 長谷川 英男
連絡場所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号

【電話番号】 03-5695-2111

**【届出の対象とした募集内
国投資信託受益証券に係る
ファンドの名称】** ダイワ・ワールドボンド・ファンド（ダイワSMA専用）

**【届出の対象とした募集内
国投資信託受益証券の金
額】** 継続申込期間（平成22年5月26日から平成23年5月20日まで）
1兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ダイワ・ワールドボンド・ファンド（ダイワSMA専用）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。格付けは、取得しておりません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

1万口当たり取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

取得申込時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。なお、申込手数料を徴収している販売会社はありません。

取得申込時の申込手数料については、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。

(6) 【申込単位】

販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

(7) 【申込期間】

平成22年5月26日から平成23年5月20日まで（継続申込期間）

（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(8) 【申込取扱場所】

大和証券株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

(9) 【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとしします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

(10) 【払込取扱場所】

大和証券株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

当ファンドは、ダイワSMAに係る投資一任契約に基づいて、ダイワSMA口座の資金を運用するためのファンドです。受益権の取得申込者は、販売会社にダイワSMA口座を開設した者に限るものとなります。受益権の取得申込者は、販売会社とダイワSMA口座に関する契約およびダイワSMAに係る投資一任契約を締結する必要があります。

シカゴ商品取引所における米国債先物取引、モントリオール取引所におけるカナダ国債先物取引、ロンドン国際金融先物取引所（L I F F E）、ユーレックス・ドイツにおけるドイツ国債先物取引またはシドニー先物取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日には、受益権の取得および換金の申込みの受付は行ないません。

申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

委託会社の各営業日（ ）の午後3時までに受付けた取得および換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日（ ）の取扱いとなります。

（ ）前 の申込受付中止日を除きます。

取得申込金額に利息は付きません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、絶対収益の獲得をめざして運用を行いません。社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

| | | |
|------|---------------|------------------------------|
| 商品分類 | 単位型投信・追加型投信 | 追加型投信 |
| | 投資対象地域 | 内外 |
| | 投資対象資産(収益の源泉) | 債券 |
| | 補足分類 | 特殊型(絶対収益追求型) |
| 属性区分 | 投資対象資産 | 資産複合 資産配分変更型(債券、その他資産(債券先物)) |
| | 決算頻度 | 年1回 |
| | 投資対象地域 | グローバル(含む日本) |
| | 為替ヘッジ | 為替ヘッジあり(適時ヘッジ) |
| | 特殊型 | 絶対収益追求型 |

(注1) 商品分類の定義

- ・「追加型投信」...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・「内外」...目論見書または投資信託約款(以下「目論見書等」といいます。)において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
- ・「債券」...目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「特殊型」...目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

(注2) 属性区分の定義

- ・「資産複合 資産配分変更型」...目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの
- ・「年1回」...目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
- ・「グローバル」...目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「為替ヘッジあり」...目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
- ・「絶対収益追求型」...目論見書等において、特定の市場に左右されにくい収益の追求をめざす旨の

記載があるもの

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

< 信託金の限度額 >

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

< ファンドの特色 >

1. 投資対象となる公社債等の通貨は、「米ドル」、「カナダ・ドル」、「ユーロ」、「英ポンド」、「オーストラリア・ドル」、「ニュージーランド・ドル」、「日本円」とします。
2. 公社債等の種類は、投資対象通貨で発行される「国（政府・州を含む）、国際機関、もしくはそれらに準ずると判断される機関およびそれらの代理機関等が発行・保証する公社債等」とし、格付けは常時A格（ムーディーズでA3以上またはS&PでA-以上）相当以上とすることを基本とします。
3. 各地域のファンダメンタルズ分析およびマーケット分析に基づき、外貨投資割合や投資債券の年限変更等を行ない、絶対収益の確保をめざします。
4. 為替ヘッジ取引を機動的に行なうことにより、パフォーマンスの向上をはかります。
5. 収益機会の獲得のため、債券先物取引およびオプション取引を用います。このため有価証券の組入時価総額ならびに債券先物取引およびオプション取引の買建玉および売建玉の時価総額を合計した額が、信託財産の純資産総額を超過することがあります。
6. 債券先物取引およびオプション取引は、以下の範囲で行なうことを基本とします。
 - (a) 現物債券の組入時価総額および先物取引等の買建玉の時価総額を合計した額の信託財産の純資産総額に対する比率は、400%程度を上限とします。ただし、残存7年以上の現物債券の組入時価総額および長期債（超長期債）先物取引等の買建玉に換算される分の時価総額を合計した額の信託財産の純資産総額に対する比率は、200%程度を上限とします。
 - (b) 先物取引等の売建玉の時価総額を合計した額の信託財産の純資産総額に対する比率は、400%程度を上限とします。ただし、長期債（超長期債）先物取引等の売建玉に換算される分の時価総額を合計した額の信託財産の純資産総額に対する比率は、200%程度を上限とします。
 上記の計算において、オプション取引は先物取引に換算するものとします。
7. 大和証券株式会社から運用にかかる助言を受けて運用を行ないます。
8. 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
9. 毎計算期末に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。
10. 当ファンドは、ダイワSMAに係る投資一任契約に基づいて、ダイワSMA口座の資金を運用するためのファンドです。

当ファンドのお買付けの申込みを行なう投資家は、販売会社とダイワSMA口座に関する契約およびダイワSMAに係る投資一任契約を締結する必要があります。

(2) 【ファンドの仕組み】

| | |
|-----|-----------------------|
| 受益者 | お申込者 |
| | 収益分配金、償還金など お申込金（ 4 ） |

| | | |
|-------|--|---|
| お取扱窓口 | 販売会社 大和証券株式会社 | 受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約(1)に基づき、次の業務を行ないます。 受益権の募集の取扱い 一部解約請求に関する事務 収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など |
| 1 | 収益分配金、償還金など お申込金(4) | |
| 委託会社 | 大和証券投資信託委託株式会社 | 当ファンドにかかる証券投資信託契約(以下「信託契約」といいます。)(2)の委託者であり、次の業務を行ないます。なお、投資顧問会社(注)から運用にかかる助言を受けて運用を行ないます。 受益権の募集・発行 信託財産の運用指図 信託財産の計算 運用報告書の作成 など |
| 運用指図 | 2 損益 信託金(4) | |
| 受託会社 | 住友信託銀行株式会社 再信託受託会社： 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 信託契約(2)の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 信託財産の計算 など |
| | 損益 投資 | |
| 投資対象 | 内外の公社債等、内外の金融商品取引所上場債券先物取引およびオプション取引 など | |

(注) 投資顧問会社については、次のとおりです。

| 名称 | 関係業務の内容 |
|----------|---|
| 大和証券株式会社 | 委託会社との投資顧問契約(3)に基づき、委託会社に対して、信託財産の運用に関するアドバイス(投資助言)を行ないます。 |

- 1: 受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
- 2: 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項(運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等)が規定されています。
- 3: 委託会社と投資顧問会社の間で締結されます。投資顧問サービスの内容および報酬、運用の責任等が規定されています。
- 4: 販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。
委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

< 委託会社の概況(平成22年3月末日現在) >

- ・ 資本金の額 151億7,427万2,500円
- ・ 沿革

| | |
|-------------|--|
| 昭和34年12月12日 | 設立登記 |
| 昭和35年 2月17日 | 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得 |
| 昭和35年 4月 1日 | 営業開始 |
| 昭和60年11月 8日 | 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。 |
| 平成 7年 5月31日 | 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。 |
| 平成 7年 9月14日 | 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。 |
| 平成19年 9月30日 | 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。 (金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号) |

・大株主の状況

| 名称 | 住所 | 所有株式数 | 比率 |
|----------------|-------------------|----------------|-------------|
| 株式会社大和証券グループ本社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | 株 2,608,525 | % 100.00 |

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

主要投資対象

内外の公社債等、内外の金融商品取引所（ ）上場債券先物取引およびオプション取引を主要投資対象とします。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。

投資態度

イ．投資対象となる公社債等の通貨は、「米ドル」、「カナダ・ドル」、「ユーロ」、「英ポンド」、「オーストラリア・ドル」、「ニュージーランド・ドル」、「日本円」とします。

ロ．公社債等の種類は、投資対象通貨で発行される「国（政府・州を含む）、国際機関、もしくはそれらに準ずると判断される機関およびそれらの代理機関等が発行・保証する公社債等」とし、格付けは常時A格（ムーディーズでA3以上またはS&PでA-以上）相当以上とすることを基本とします。

ハ．各地域のファンダメンタルズ分析およびマーケット分析に基づき、外貨投資割合や投資債券の年限変更等を行ない、絶対収益の確保をめざします。

ニ．為替ヘッジ取引を機動的に行なうことにより、パフォーマンスの向上をはかります。

ホ．収益機会の獲得のため、債券先物取引およびオプション取引を用います。このため有価証券の組入時価総額ならびに債券先物取引およびオプション取引の買建玉および売建玉の時価総額を合計した額が、信託財産の純資産総額を超過することがあります。

ヘ．債券先物取引およびオプション取引は、以下の範囲で行なうことを基本とします。

1．現物債券の組入時価総額および先物取引等の買建玉の時価総額を合計した額の信託財産の純資産総額に対する比率は、400%程度を上限とします。ただし、残存7年以上の現物債券の組入時価総額および長期債（超長期債）先物取引等の買建玉に換算される分の時価総額を合計した額の信託財

産の純資産総額に対する比率は、200%程度を上限とします。

2. 先物取引等の売建玉の時価総額を合計した額の信託財産の純資産総額に対する比率は、400%程度を上限とします。ただし、長期債(超長期債)先物取引等の売建玉に換算される分の時価総額を合計した額の信託財産の純資産総額に対する比率は、200%程度を上限とします。

上記の計算において、オプション取引は先物取引に換算するものとします。

ト．大和証券株式会社から運用にかかる助言を受けて運用を行ないます。

チ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(5)、および に定めるものに限りま。

ハ．約束手形

ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することの指図をすることができます。

1. 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限りま。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した外国通貨表示の株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. コマーシャル・ペーパー

8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前7.までの証券または証書の性質を有するもの

9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

10. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
13. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16. 外国の者に対する権利で前15.の有価証券の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書、前8.ならびに前12.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券および前8.ならびに前12.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前9.の証券および前10.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

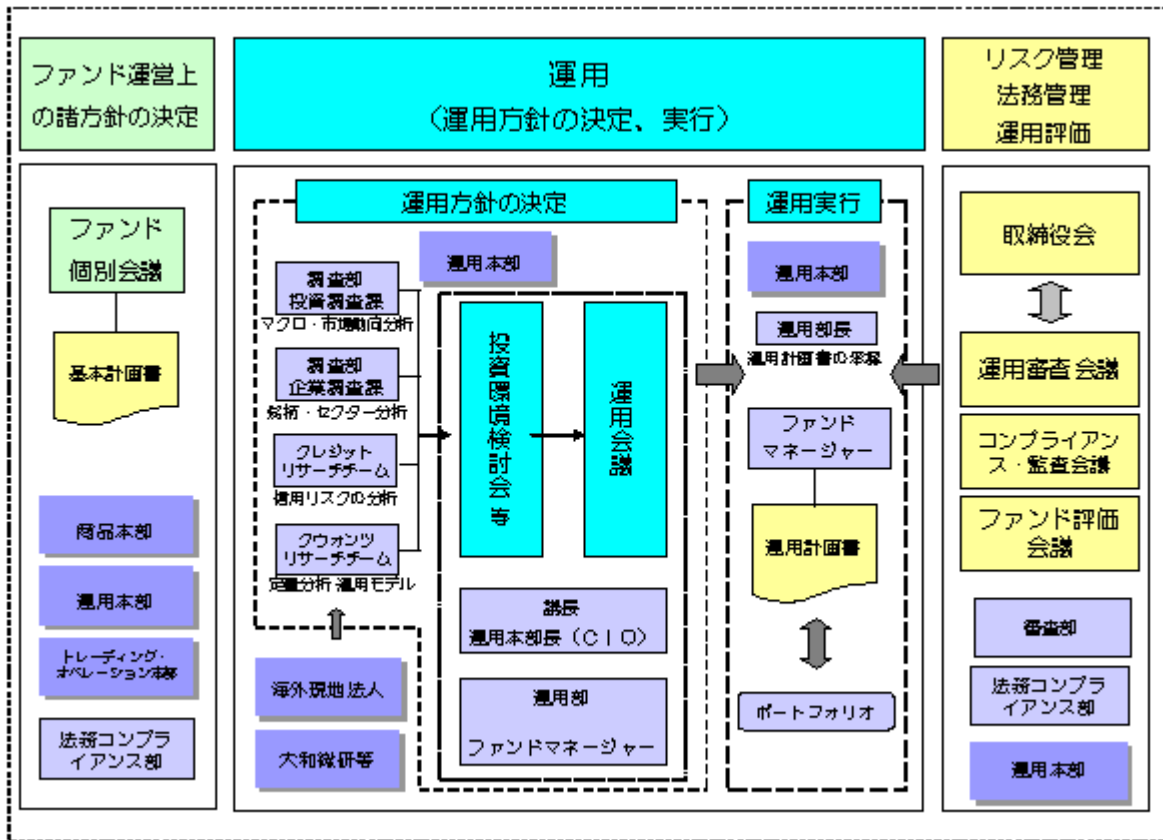
委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 【運用体制】

運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。なお、大和証券株式会社から運用にかかる助言を受けて運用を行いません。



運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ．基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ．投資環境の検討

運用最高責任者である運用本部長（CIO）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ．基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ．運用本部長（CIO）（1名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ファンド運用に関する組織運営

- ・ファンドマネージャーの任命・変更
- ・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・各ファンドの分配政策の決定
- ・代表取締役に対する随時的確な状況報告
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ．運用副本部長（1～5名程度）

C I Oを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ．運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ニ．ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

ファンド評価会議、運用審査会議およびコンプライアンス・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は20～30名程度です。

受託会社に対する管理体制

信託財産の管理業務を通じて、受託会社の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、年次で受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受けています。

上記の運用体制は平成22年3月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

各計算期末における収益分配前の基準価額（1万口当たり、以下「分配方針」において同じ。）が10,000円超の場合、10,000円を超える額を目処に分配金額を決定します。なお、計算期末に向けて基準価額が大きく上昇した場合など基準価額の動向等によっては、実際の分配額がこれと異なる場合があります。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

株式（信託約款）

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限り、

信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

投資信託証券（信託約款）

信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

投資する株式の範囲（信託約款）

- イ．委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- ロ．前イ．の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

先物取引等（信託約款）

- イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- ロ．委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ハ．委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引（信託約款）

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するもの

とします。

ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ホ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

同一銘柄の転換社債等（信託約款）

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

有価証券の貸付け（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ロ．前イ．の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ．委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ロ．前イ．の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ハ．前ロ．の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入れ（信託約款）

イ．信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

3 【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、公社債など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資するとともに、先物取引およびオプション取引を利用しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資家のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしく願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

運用手法にかかるリスク

当ファンドでは、先物取引等のデリバティブ取引を利用して純資産規模を上回る買建て、売建てを行なう場合があることから、価額変動リスクが現物有価証券に投資する場合と比べて大きくなる可能性があります。

有価証券先物取引の利用に伴うリスク

先物の価格は、対象証券の値動き、先物市場の需給等を反映して変動します。先物を買建てている場合において、先物価格が上昇すれば収益が発生し、下落すれば損失が発生します（売建てている場合は逆の結果となります。）。

公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。

為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。

カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、想定外の損失が発生したり、方針に沿った運用が困難となる場合があります。

その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

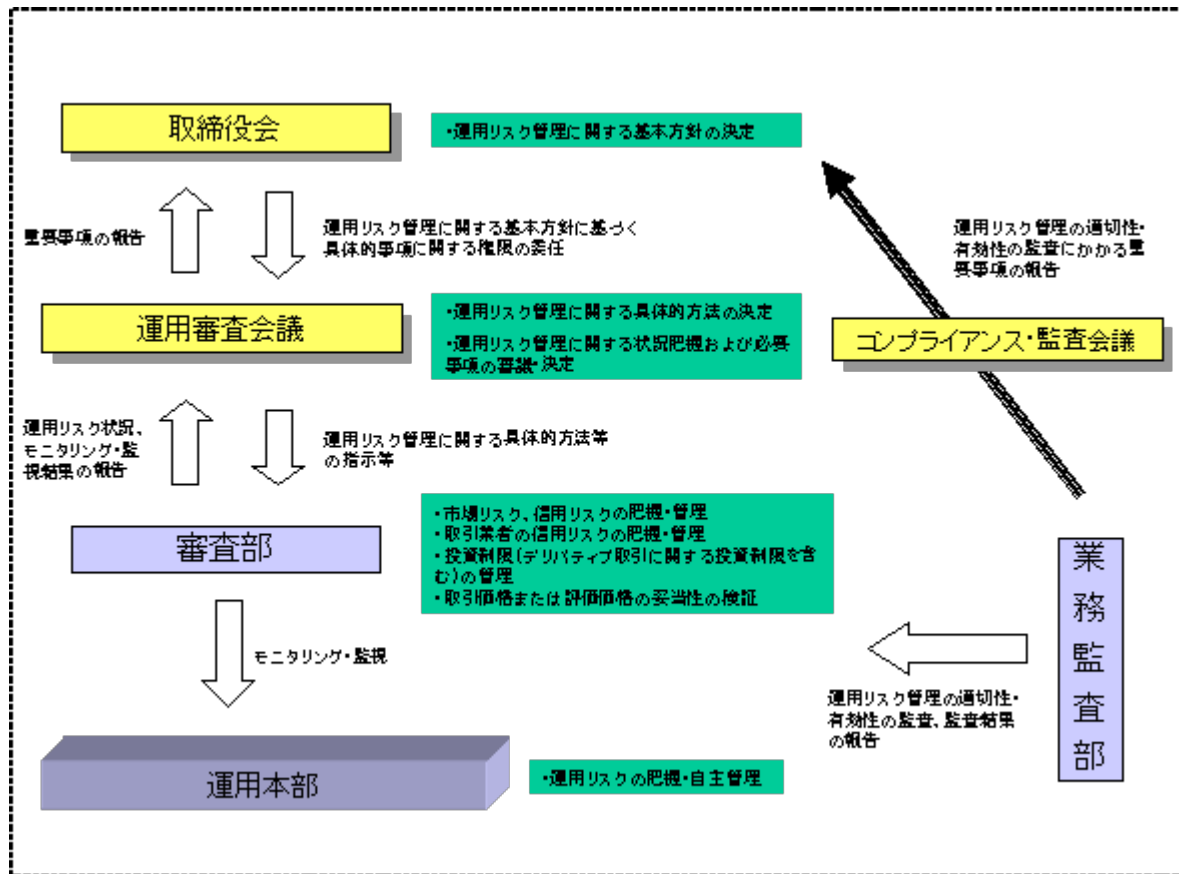
ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性が制限される場合

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付けを中止することがあります。ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3) リスク管理体制



4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

取得申込時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとし、なお、申込手数料を徴収している販売会社はありません。

取得申込時の申込手数料については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

申込手数料には、消費税等が課されます。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.735%（税抜0.70%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期間の最初の6か月終了日（6か月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、次のとおりです。

| 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
|------------------------|----------------------|-----------------------|
| 年0.4725% (税抜 0.45%) | 年0.21% (税抜 0.20%) | 年0.0525% (税抜0.05%) |

前 の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。なお、投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける報酬の中から支弁するものとします。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要な費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

ただし、平成23年12月31日までは特例措置として、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率による源泉徴収が行なわれます。

ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。

ただし、平成23年12月31日までは特例措置として、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率が適用されます。

ハ．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

買取請求時の1万口当たりの手取額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる源泉徴収額に相当する金額を差引いた金額となります（当該課税対象者にかかる源泉徴収は、免除されることがあります。）。買取価額と取得価額との差額については、譲渡所得の取扱いとなります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税7%）、平成24年1月1日から15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。

なお、税額控除制度が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

買取請求時の1万口当たりの手取額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる源泉徴収額に相当する金額を差引いた金額となります（当該課税対象者にかかる源泉徴収は、免除されることがあります。）。この税相当額は税金ではないため、税額控除はありません。

<注1> 個別元本について

受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<注2> 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

- () 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- () 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】（平成22年3月31日現在）

投資状況

| 投資資産の種類 | 時価（円） | 投資比率（％） |
|-----------------------|---------------|---------|
| 国債証券 | 6,131,467,344 | 81.57 |
| 内 オーストラリア | 1,792,599,245 | 23.85 |
| 内 カナダ | 481,745,848 | 6.41 |
| 内 ユーロ | 410,770,688 | 5.46 |
| 内 英国 | 1,046,022,120 | 13.92 |
| 内 米国 | 2,400,329,443 | 31.93 |
| コール・ローン、その他の資産（負債控除後） | 1,385,140,193 | 18.43 |
| 純資産総額 | 7,516,607,537 | 100.00 |

その他の資産の投資状況

| 投資資産の種類 | 時価（円） | 投資比率（％） |
|------------|---------------|---------|
| 為替予約取引（売建） | 4,200,455,000 | 55.88 |
| 内 日本 | 4,200,455,000 | 55.88 |

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

（注3）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 【投資資産】（平成22年3月31日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

（単位：円）

| | 銘柄名 地域 | 種類 業種 | 株数、口数 または額面金額 | 簿価単価 簿価 | 評価単価 時価 | 利率(%) 償還期限 (年/月/日) | 投資 比率 |
|---|--|-----------|------------------|-------------------------|-------------------------|--------------------------|----------|
| 1 | AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND オーストラリア | 国債証券 - | 1,739,712,000 | 105.05 1,827,706,633 | 103.04 1,792,599,245 | 6.250000 15/04/15 | 23.85% |
| 2 | U.S. TREASURY BOND 米国 | 国債証券 - | 753,624,000 | 136.99 1,032,404,590 | 134.19 1,011,325,727 | 8.125000 19/08/15 | 13.45% |
| 3 | UNITED KINGDOM GILT BOND 英国 | 国債証券 - | 561,600,000 | 104.31 585,804,960 | 104.41 586,366,560 | 4.000000 16/09/07 | 7.80% |
| 4 | CANADIAN GOVERNMENT BOND カナダ | 国債証券 - | 456,800,000 | 107.26 489,991,088 | 105.46 481,745,848 | 4.250000 18/06/01 | 6.41% |
| 5 | U.S. TREASURY BILL 米国 | 国債証券 - | 465,200,000 | 99.96 465,037,177 | 99.96 465,037,177 | - 10/07/29 | 6.19% |
| 6 | U.S. TREASURY BILL 米国 | 国債証券 - | 465,200,000 | 99.90 464,767,619 | 99.90 464,767,619 | - 10/09/23 | 6.18% |
| 7 | UNITED KINGDOM GILT BOND 英国 | 国債証券 - | 421,200,000 | 109.06 459,360,720 | 109.13 459,655,560 | 5.000000 18/03/07 | 6.12% |
| 8 | U.S. TREASURY NOTE 米国 | 国債証券 - | 465,200,000 | 99.94 464,944,140 | 98.71 459,198,920 | 1.750000 14/01/31 | 6.11% |

| | | | | | | | |
|---|-------------------------------|-----------|-------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|-------|
| 9 | GERMAN GOVERNMENT BOND ユーロ | 国債証券 - | 374,760,000 | 109.73 411,246,634 | 109.60 410,770,688 | 4.250000 18/07/04 | 5.46% |
|---|-------------------------------|-----------|-------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|-------|

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

| 投資有価証券の種類 | 投資比率 |
|-----------|--------|
| 国債証券 | 81.57% |
| 合計 | 81.57% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(単位：円)

| 種類 | 地域 | 資産名 | 買建/ 売建 | 数量 | 簿価 | 時価 | 投資 比率 |
|--------|----|-----------------------|-----------|------------|---------------|---------------|----------|
| 為替予約取引 | 日本 | 米ドル売/円買 2010年4月 | 売建 | 11,000,000 | 1,025,292,000 | 1,023,330,000 | 13.61% |
| | | 英ポンド売/円買 2010年4月 | 売建 | 12,000,000 | 1,653,663,000 | 1,684,200,000 | 22.41% |
| | | ユーロ売/円買 2010年4月 | 売建 | 4,000,000 | 495,698,000 | 499,640,000 | 6.65% |
| | | カナダドル売/円買 2010年4月 | 売建 | 2,500,000 | 227,113,500 | 228,375,000 | 3.04% |
| | | オーストラリアドル売/円買 2010年4月 | 売建 | 9,000,000 | 760,071,000 | 764,910,000 | 10.18% |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

| | 純資産総額 (分配落) (円) | 純資産総額 (分配付) (円) | 1口当たりの 純資産額 (分配落) (円) | 1口当たりの 純資産額 (分配付) (円) |
|-------------------------|-----------------------|-----------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 設定時 (平成19年4月3日) | 10,000,000,000 | - | 1.0000 | - |
| 第1計算期間末 (平成20年2月27日) | 11,411,686,142 | 11,411,686,142 | 0.9515 | 0.9515 |
| 第2計算期間末 (平成21年2月27日) | 8,309,355,931 | 8,309,355,931 | 0.9239 | 0.9239 |
| 平成21年3月末日 | 8,616,092,900 | - | 0.9542 | - |
| 4月末日 | 8,781,826,907 | - | 0.9581 | - |

| | | | | |
|------------------------|---------------|---------------|--------|--------|
| 5月末日 | 8,771,046,492 | - | 0.9391 | - |
| 6月末日 | 8,971,474,775 | - | 0.9425 | - |
| 7月末日 | 9,433,395,118 | - | 0.9291 | - |
| 8月末日 | 9,527,109,691 | - | 0.9302 | - |
| 9月末日 | 9,535,973,149 | - | 0.9344 | - |
| 10月末日 | 9,554,879,931 | - | 0.9354 | - |
| 11月末日 | 9,982,343,154 | - | 0.9620 | - |
| 12月末日 | 8,731,053,741 | - | 0.9141 | - |
| 平成22年1月末日 | 8,840,196,961 | - | 0.9106 | - |
| 2月末日 | 8,422,141,255 | - | 0.9003 | - |
| 第3計算期間末 (平成22年3月1日) | 8,448,065,780 | 8,448,065,780 | 0.9031 | 0.9031 |
| 3月末日 | 7,516,607,537 | - | 0.9049 | - |

【分配の推移】

| | 1口当たり分配金(円) |
|--------|-------------|
| 第1計算期間 | 0.0000 |
| 第2計算期間 | 0.0000 |
| 第3計算期間 | 0.0000 |

【収益率の推移】

| | 収益率(%) |
|--------|--------|
| 第1計算期間 | 4.9 |
| 第2計算期間 | 2.9 |
| 第3計算期間 | 2.3 |

6 【手続等の概要】

(1) 申込（販売）手続等

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、シカゴ商品取引所における米国債先物取引、モンリオール取引所におけるカナダ国債先物取引、ロンドン国際金融先物取引所（L I F F E）、ユーレックス・ドイツにおけるドイツ国債先物取引またはシドニー先物取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受付けを行ないません。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

(2) 換金（解約）手続等

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金することができます。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

イ．一部解約

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、シカゴ商品取引所における米国債先物取引、モンリオール取引所におけるカナダ国債先物取引、ロンドン国際金融先物取引所（L I F F E）、ユーレックス・ドイツにおけるドイツ国債先物取引またはシドニー先物取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受付けを行ないません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

ロ．買取り

受益者が買取請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

販売会社は、受益者の請求があるときは、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、その振替受益権を買取ります。

ただし、販売会社は、シカゴ商品取引所における米国債先物取引、モントリオール取引所におけるカナダ国債先物取引、ロンドン国際金融先物取引所（L I F F E）、ユーレックス・ドイツにおけるドイツ国債先物取引またはシドニー先物取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を買取請求受付日とする買取請求の受け付けを行ないません。

振替受益権の買取価額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる源泉徴収額に相当する金額を控除した額とします（当該課税対象者にかかる源泉徴収は、免除されることがあります。）。

受益者は、買取価額を、販売会社に問合わせることにより知ることができます。

販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて、振替受益権の買取りを中止することができます。振替受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行なった当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして、上記に準じて計算された価額とします。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

7 【管理及び運営の概要】

(1) 資産の評価

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注）主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・わが国の取引所に上場されている先物取引およびオプション取引：原則として取引所が発表する計算日の清算値段または証拠金算定基準値段で評価します。
- ・海外の取引所に上場されている先物取引およびオプション取引：原則として取引所が発表する計算日に知り得る直近の日の清算価格または最終相場で評価します。
- ・公社債等：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
 1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、3. 価格情報会社の提供する価額

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

平成19年4月3日から平成29年2月27日までとします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 計算期間

毎年2月28日から翌年2月27日までとします。ただし、第1計算期間は、平成19年4月3日から平成20年2月27日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業

日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるもの
とします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(5) その他

信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、信託財産につき大和証券株式会社と平成19年3月15日付で締結した投資顧問契約が解除される場合には、わが国の公社債等の安定運用に順次切替えを行ない、ファンド全体が安定運用に入った後、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
3. 委託会社は、前1.および前2.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
4. 前3.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
5. 前4.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、前1.の信託契約の解約をしません。
6. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
7. 前4.から前6.までの規定は、前2.に基づいて信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前4.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合も同じとします。
8. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
9. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、前4.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
10. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、前1.の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前5.までの規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

前 1.から7.までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前 1.の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前 4.または前 3.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

運用報告書

委託会社は、計算期間の末日ごとに、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.daiwa-am.co.jp/>

2. 前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

投資顧問会社との投資顧問契約は、原則として、当ファンドの信託期間終了まで存続します。

(6) 受益者の権利等

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分にに応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに、受益者に支払います。

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに、受益者に支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

換金請求権

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「6 手続等の概要」をご参照下さい。

第2【財務ハイライト情報】

本項の記載事項は、「ファンドの詳細情報」に記載の「財務諸表」（当該「財務諸表」については、あずさ監査法人により監査証明を受けており、当該監査証明にかかる監査報告書は、当該「財務諸表」の箇所に添付しております。）から抜粋して記載したものです。

ダイワ・ワールドボンド・ファンド（ダイワSMA専用）

1【貸借対照表】

| | 第2期 平成21年2月27日現在 | 第3期 平成22年3月1日現在 |
|-----------------|---------------------|--------------------|
| | 金額（円） | 金額（円） |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 136,009,961 | 259,967,388 |
| コール・ローン | 1,589,281,925 | 452,136,528 |
| 国債証券 | 6,056,681,644 | 6,740,563,449 |
| 派生商品評価勘定 | 61,367,563 | 174,749,469 |
| 未収利息 | 12,980,731 | 65,782,881 |
| 前払費用 | 32,784,193 | 28,996,652 |
| 差入委託証拠金 | 634,778,627 | 764,301,813 |
| 流動資産合計 | 8,523,884,644 | 8,486,498,180 |
| 資産合計 | 8,523,884,644 | 8,486,498,180 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | 174,112,401 | 3,438,000 |
| 未払金 | 9,073,500 | - |
| 未払受託者報酬 | 2,215,007 | 2,473,065 |
| 未払委託者報酬 | 28,795,636 | 32,150,458 |
| その他未払費用 | 332,169 | 370,877 |
| 流動負債合計 | 214,528,713 | 38,432,400 |
| 負債合計 | 214,528,713 | 38,432,400 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 8,993,662,901 | 9,354,311,375 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 684,306,970 | 906,245,595 |
| （分配準備積立金） | 447,970,323 | 568,687,873 |
| 元本等合計 | 8,309,355,931 | 8,448,065,780 |
| 純資産合計 | 8,309,355,931 | 8,448,065,780 |
| 負債純資産合計 | 8,523,884,644 | 8,486,498,180 |

2 【損益及び剰余金計算書】

| | 第2期 自 平成20年2月28日 至 平成21年2月27日 | 第3期 自 平成21年2月28日 至 平成22年3月 1日 |
|-----------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| | 金額（円） | 金額（円） |
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 282,126,979 | 275,857,272 |
| 有価証券売買等損益 | 208,317,278 | 256,018,566 |
| 派生商品取引等損益 | 507,978,533 | 143,489,056 |
| 為替差損益 | 1,146,010,309 | 302,339,311 |
| その他収益 | 3,287,147 | 13,088,832 |
| 営業収益合計 | 144,300,372 | 125,922,717 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 4,883,632 | 4,809,710 |
| 委託者報酬 | 63,488,348 | 62,527,505 |
| その他費用 | 4,657,859 | 4,088,310 |
| 営業費用合計 | 73,029,839 | 71,425,525 |
| 営業損失（ ） | 217,330,211 | 197,348,242 |
| 経常損失（ ） | 217,330,211 | 197,348,242 |
| 当期純損失（ ） | 217,330,211 | 197,348,242 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 | 30,569,749 | 27,516,687 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 581,976,759 | 684,306,970 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 145,569,749 | 121,178,929 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額 | 145,569,749 | 121,178,929 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | - | 118,252,625 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額 | - | 118,252,625 |
| 分配金 | - | - |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 684,306,970 | 906,245,595 |

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区分 | 第2期 自 平成20年2月28日 至 平成21年2月27日 | 第3期 自 平成21年2月28日 至 平成22年3月 1日 |
|-----------------------|-------------------------------------|---|
| | 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 |
| 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | (1)先物取引 | (1)先物取引 |

| | | |
|-----------------------------------|--|--|
| <p>3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> | <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2)為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p> <p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> | <p>同左</p> <p>(2)為替予約取引</p> <p>同左</p> <p>(1)外貨建取引等の処理基準</p> <p>同左</p> <p>(2)計算期間末日の取扱い 平成22年2月27日及びその翌日が休日のため、当計算期間末日を平成22年3月1日としております。このため、当計算期間は367日となっております。</p> |
|-----------------------------------|--|--|

第3 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

ありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第4 【ファンドの詳細情報の項目】

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

- (1) 資産の評価
- (2) 保管
- (3) 信託期間
- (4) 計算期間
- (5) その他

2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

1 財務諸表

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益及び剰余金計算書
- (3) 注記表
- (4) 附属明細表

2 ファンドの現況

純資産額計算書 平成 年 月 日

資産総額

負債総額

純資産総額 (-)

発行済数量

1単位当たり純資産額 (/)

第5 設定及び解約の実績

第三部 【ファンドの詳細情報】

第1 【ファンドの沿革】

平成19年4月3日 信託契約締結、当初設定、運用開始

第2 【手続等】

1 【申込（販売）手続等】

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、シカゴ商品取引所における米国債先物取引、モンリオール取引所におけるカナダ国債先物取引、ロンドン国際金融先物取引所（L I F F E）、ユーレックス・ドイツにおけるドイツ国債先物取引またはシドニー先物取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けを行いません。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。

委託会社の各営業日の午後3時までには受け付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いません。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行いません。

2 【換金（解約）手続等】

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金することができます。

委託会社の各営業日の午後3時までには受け付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

イ．一部解約

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、シカゴ商品取引所における米国債先物取引、モントリオール取引所におけるカナダ国債先物取引、ロンドン国際金融先物取引所（L I F F E）、ユーレックス・ドイツにおけるドイツ国債先物取引またはシドニー先物取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、信託契約の一部を解約します。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

委託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。委託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

ロ．買取り

受益者が買取り請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

販売会社は、受益者の請求があるときは、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、その振替受益権を買取ります。

ただし、販売会社は、シカゴ商品取引所における米国債先物取引、モントリオール取引所におけるカナダ国債先物取引、ロンドン国際金融先物取引所（L I F F E）、ユーレックス・ドイツにおけるドイツ国債先物取引またはシドニー先物取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を買取り請求受付日とする買取り請求の受け付けを行いません。

振替受益権の買取り価額は、買取り請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者

にかかる源泉徴収額に相当する金額を控除した額とします（当該課税対象者にかかる源泉徴収は、免除されることがあります。）。

受益者は、買取価額を、販売会社に問合わせることにより知ることができます。

販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて、振替受益権の買取りを中止することができます。振替受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行なった当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受付けたものとして、上記に準じて計算された価額とします。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注）主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・わが国の取引所に上場されている先物取引およびオプション取引：原則として取引所が発表する計算日の清算値段または証拠金算定基準値段で評価します。
- ・海外の取引所に上場されている先物取引およびオプション取引：原則として取引所が発表する計算日に知り得る直近の日の清算価格または最終相場で評価します。
- ・公社債等：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
 - 1．日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、2．金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、3．価格情報会社の提供する価額

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成19年4月3日から平成29年2月27日までとします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

毎年2月28日から翌年2月27日までとします。ただし、第1計算期間は、平成19年4月3日から平成20年2月27日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(5) 【その他】

信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、信託財産につき大和証券株式会社と平成19年3月15日付で締結した投資顧問契約が解除される場合には、わが国の公社債等の安定運用に順次切替えを行ない、ファンド全体が安定運用に入った後、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
3. 委託会社は、前1.および前2.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
4. 前3.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
5. 前4.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えると

きは、前1.の信託契約の解約をしません。

6. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
7. 前4.から前6.までの規定は、前2.に基づいて信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前4.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合も同じとします。
8. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
9. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、の4.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
10. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、前1.の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前5.までの規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

前 の1.から7.までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前 の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前 の4.または前 の3.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

運用報告書

委託会社は、計算期間の末日ごとに、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.daiwa-am.co.jp/>

2. 前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

投資顧問会社との投資顧問契約は、原則として、当ファンドの信託期間終了まで存続します。

2 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受託会社は、収益分配金については受益者への支払開始日の前日までに、償還金については受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に収益分配金および償還金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金請求権

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「第2 手続等」の「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第4 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（平成20年2月28日から平成21年2月27日まで）及び第3期計算期間（平成21年2月28日から平成22年3月1日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

ダイワ・ワールドボンド・ファンド（ダイワSMA専用）

ダイワ・ワールドボンド・ファンド(ダイワSMA専用)

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

| | 第2期 平成21年2月27日現在 | 第3期 平成22年3月1日現在 |
|-----------------|----------------------------|----------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 136,009,961 | 259,967,388 |
| コール・ローン | 1,589,281,925 | 452,136,528 |
| 国債証券 | ³ 6,056,681,644 | ³ 6,740,563,449 |
| 派生商品評価勘定 | 61,367,563 | 174,749,469 |
| 未収利息 | 12,980,731 | 65,782,881 |
| 前払費用 | 32,784,193 | 28,996,652 |
| 差入委託証拠金 | 634,778,627 | 764,301,813 |
| 流動資産合計 | 8,523,884,644 | 8,486,498,180 |
| 資産合計 | 8,523,884,644 | 8,486,498,180 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | 174,112,401 | 3,438,000 |
| 未払金 | 9,073,500 | - |
| 未払受託者報酬 | 2,215,007 | 2,473,065 |
| 未払委託者報酬 | 28,795,636 | 32,150,458 |
| その他未払費用 | 332,169 | 370,877 |
| 流動負債合計 | 214,528,713 | 38,432,400 |
| 負債合計 | 214,528,713 | 38,432,400 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | ¹ 8,993,662,901 | ¹ 9,354,311,375 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | ² 684,306,970 | ² 906,245,595 |
| (分配準備積立金) | 447,970,323 | 568,687,873 |
| 元本等合計 | 8,309,355,931 | 8,448,065,780 |
| 純資産合計 | 8,309,355,931 | 8,448,065,780 |
| 負債純資産合計 | 8,523,884,644 | 8,486,498,180 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第2期 | | 第3期 | |
|-------------------------|------------------------------|--|-----------------------------|--|
| | 自 平成20年2月28日 至 平成21年2月27日 | | 自 平成21年2月28日 至 平成22年3月1日 | |
| 営業収益 | | | | |
| 受取利息 | 282,126,979 | | 275,857,272 | |
| 有価証券売買等損益 | 208,317,278 | | 256,018,566 | |
| 派生商品取引等損益 | 507,978,533 | | 143,489,056 | |
| 為替差損益 | 1,146,010,309 | | 302,339,311 | |
| その他収益 | 1 3,287,147 | | 1 13,088,832 | |
| 営業収益合計 | 144,300,372 | | 125,922,717 | |
| 営業費用 | | | | |
| 受託者報酬 | 4,883,632 | | 4,809,710 | |
| 委託者報酬 | 63,488,348 | | 62,527,505 | |
| その他費用 | 4,657,859 | | 4,088,310 | |
| 営業費用合計 | 73,029,839 | | 71,425,525 | |
| 営業損失() | 217,330,211 | | 197,348,242 | |
| 経常損失() | 217,330,211 | | 197,348,242 | |
| 当期純損失() | 217,330,211 | | 197,348,242 | |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 | 30,569,749 | | 27,516,687 | |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 581,976,759 | | 684,306,970 | |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 145,569,749 | | 121,178,929 | |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 145,569,749 | | 121,178,929 | |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | - | | 118,252,625 | |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | - | | 118,252,625 | |
| 分配金 | 2 - | | 2 - | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 684,306,970 | | 906,245,595 | |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区 分 | 第2期 自 平成20年2月28日 至 平成21年2月27日 | 第3期 自 平成21年2月28日 至 平成22年3月1日 |
|----------------------------|--|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 | 国債証券 同左 |
| 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | (1)先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。 (2)為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。 | (1)先物取引 同左 (2)為替予約取引 同左 |
| 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 外貨建取引等の処理基準 | (1)外貨建取引等の処理基準 |

| | | |
|--|--|---|
| | <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> | <p>同左</p> <p>(2)計算期間末日の取扱い 平成22年2月27日及びその翌日が休日のため、当計算期間末日を平成22年3月1日としております。このため、当計算期間は367日となっております。</p> |
|--|--|---|

(貸借対照表に関する注記)

| 区 分 | 第2期 平成21年2月27日現在 | 第3期 平成22年3月1日現在 |
|---------------------|---|---|
| 1. 1 期首元本額 | 11,993,662,901円 | 8,993,662,901円 |
| 期中追加設定元本額 | - | 2,016,606,230円 |
| 期中一部解約元本額 | 3,000,000,000円 | 1,655,957,756円 |
| 2. 計算期間末日における受益権の総数 | 8,993,662,901口 | 9,354,311,375口 |
| 3. 2 元本の欠損 | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は684,306,970円であります。 | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は906,245,595円であります。 |
| 4. 3 差入委託証拠金代用有価証券 | 先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下のとおり差入を行っております。 国債証券 976,731,150円 | 先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下のとおり差入を行っております。 国債証券 889,779,967円 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 区 分 | 第2期 自 平成20年2月28日 至 平成21年2月27日 | 第3期 自 平成21年2月28日 至 平成22年3月1日 |
|------------|-------------------------------------|--|
| 1. 1 その他収益 | | 主に、委託会社における事務過誤により信託財産に損害が生じたため、現状回復を図ることとし、当該損害金額を委託会社で賠償した金額であります。 |

| | | |
|---------------|--|---|
| 2. 2 分配金の計算過程 | <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(183,965,492円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(21,572,235円)及び分配準備積立金(264,004,831円)より分配対象額は469,542,558円(1万口当たり522.08円)であります。分配を行っておりません。</p> | <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(190,551,968円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(130,124,980円)及び分配準備積立金(378,135,905円)より分配対象額は698,812,853円(1万口当たり747.05円)であります。分配を行っておりません。</p> |
|---------------|--|---|

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

| 種 類 | 第2期 平成21年2月27日現在 | | 第3期 平成22年3月1日現在 | |
|------|---------------------|------------------------------|--------------------|------------------------------|
| | 貸借対照表計上額 (円) | 当計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円) | 貸借対照表計上額 (円) | 当計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円) |
| 国債証券 | 6,056,681,644 | 59,082,334 | 6,740,563,449 | 5,635,075 |
| 合計 | 6,056,681,644 | 59,082,334 | 6,740,563,449 | 5,635,075 |

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の状況に関する事項

| 区 分 | 第2期 自 平成20年2月28日 至 平成21年2月27日 | 第3期 自 平成21年2月28日 至 平成22年3月1日 |
|-----------------------|--|------------------------------------|
| 1. 取引の内容 | 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、債券先物取引及び為替予約取引であります。 | 同左 |
| 2. 取引に対する取組方針と取引の利用目的 | 信託財産の効率的な運用に資すること及び外貨建資産について為替変動リスクを回避することを目的として、投資信託約款に従って、為替予約取引、外国の取引所における債券先物取引を利用しております。 | 同左 |
| 3. 取引に係るリスクの内容 | 債券先物取引に係る主要なリスクは、債券価格の変動による価格変動リスクであります。また、為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。 | 同左 |

| | | |
|--------------------------|--|----|
| 4. 取引に係るリスク管理体制 | 組織的な管理体制により、日々ポジション、並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。なお、リスク管理はデリバティブだけに限定して行っておりません。デリバティブと現物資産等を総合し、各信託財産全体でのリスク管理をリスクの種類毎に行っております。 | 同左 |
| 5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 | 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 | 同左 |

取引の時価等に関する事項

1. 債券関連

| 種 類 | 第2期 平成21年2月27日 現在 | | | | 第3期 平成22年3月1日 現在 | | | |
|--------|----------------------|-----------|----------------|-------------|---------------------|-----------|---------------|-------------|
| | 契約額等 (円) | うち 1年超 | 時価 (円) | 評価損益 (円) | 契約額等 (円) | うち 1年超 | 時価 (円) | 評価損益 (円) |
| | | | | | | | | |
| 市場取引 | | | | | | | | |
| 債券先物取引 | | | | | | | | |
| 売 建 | 5,879,517,686 | - | 5,874,960,930 | 4,556,756 | - | - | - | - |
| 買 建 | 27,735,179,275 | - | 27,641,904,180 | 93,275,095 | 8,899,992,271 | - | 8,984,077,991 | 84,085,720 |
| 合計 | 33,614,696,961 | - | 33,516,865,110 | 88,718,339 | 8,899,992,271 | - | 8,984,077,991 | 84,085,720 |

(注) 1. 時価の算定方法

債券先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

- 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。
- 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

2. 通貨関連

| 種 類 | 第2期 平成21年2月27日 現在 | | | | 第3期 平成22年3月1日 現在 | | | |
|-----------|----------------------|-----------|---------------|-------------|---------------------|-----------|---------------|-------------|
| | 契約額等 (円) | うち 1年超 | 時価 (円) | 評価損益 (円) | 契約額等 (円) | うち 1年超 | 時価 (円) | 評価損益 (円) |
| | | | | | | | | |
| 市場取引以外の取引 | | | | | | | | |
| 為替予約取引 | | | | | | | | |
| 売 建 | 3,743,218,500 | - | 3,767,245,000 | 24,026,500 | 5,758,425,750 | - | 5,671,200,000 | 87,225,750 |

| | | | | | | | | |
|------------|---------------|---|---------------|------------|---------------|---|---------------|------------|
| アメリカ・ドル | 1,452,435,000 | - | 1,466,250,000 | 13,815,000 | 1,850,967,700 | - | 1,824,295,000 | 26,672,700 |
| イギリス・ポンド | 349,397,500 | - | 348,925,000 | 472,500 | 980,581,400 | - | 946,400,000 | 34,181,400 |
| オーストラリア・ドル | 1,941,386,000 | - | 1,952,070,000 | 10,684,000 | 2,171,855,400 | - | 2,155,410,000 | 16,445,400 |
| カナダ・ドル | - | - | - | - | 386,897,550 | - | 380,835,000 | 6,062,550 |
| ユーロ | - | - | - | - | 368,123,700 | - | 364,260,000 | 3,863,700 |
| 合計 | 3,743,218,500 | - | 3,767,245,000 | 24,026,500 | 5,758,425,750 | - | 5,671,200,000 | 87,225,750 |

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう
に評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

| 第2期 自 平成20年2月28日 至 平成21年2月27日 | 第3期 自 平成21年2月28日 至 平成22年3月1日 |
|---|------------------------------------|
| 市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。 | 同左 |

(1口当たり情報)

| | 第2期 平成21年2月27日現在 | 第3期 平成22年3月1日現在 |
|---------------------------|---------------------|---------------------|
| 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 0.9239円 (9,239円) | 0.9031円 (9,031円) |

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|------|---------|------------------------------------|---------------|----------------|----|
| 国債証券 | アメリカ・ドル | | アメリカ・ドル | アメリカ・ドル | |
| | | 1.75% U.S. TREASURY NOTE 20140131 | 5,000,000.000 | 4,997,250.000 | |
| | | 8.125% U.S. TREASURY BOND 20190815 | 8,100,000.000 | 11,096,352.000 | |
| | | U.S. TREASURY BILL 20100311 | 5,000,000.000 | 4,999,715.244 | |
| | | U.S. TREASURY BILL 20100729 | 5,000,000.000 | 4,997,812.477 | |

| | | | |
|---------------|--|---|---|
| アメリカ・ドル 小計 | | アメリカ・ドル 23,100,000.000 (2,055,900,000) | アメリカ・ドル 26,091,129.721 (2,322,110,545) |
| イギリス・ポンド | 4% UNITED KINGDOM GILT BOND 20160907 | イギリス・ポンド 4,000,000.000 | イギリス・ポンド 4,172,400.000 |
| | 5% UNITED KINGDOM GILT BOND 20180307 | 3,000,000.000 | 3,271,800.000 |
| イギリス・ポンド 小計 | | イギリス・ポンド 7,000,000.000 (946,750,000) | イギリス・ポンド 7,444,200.000 (1,006,828,050) |
| オーストラリア・ドル | 6.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20150415 | オーストラリア・ドル 30,400,000.000 | オーストラリア・ドル 31,937,632.000 |
| オーストラリア・ドル 小計 | | オーストラリア・ドル 30,400,000.000 (2,434,736,000) | オーストラリア・ドル 31,937,632.000 (2,557,884,947) |
| カナダ・ドル | 4.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20180601 | カナダ・ドル 5,000,000.000 | カナダ・ドル 5,363,300.000 |
| カナダ・ドル 小計 | | カナダ・ドル 5,000,000.000 (423,200,000) | カナダ・ドル 5,363,300.000 (453,949,712) |
| ユーロ | 4.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20180704 | ユーロ 3,000,000.000 | ユーロ 3,292,080.000 |
| ユーロ 小計 | | ユーロ 3,000,000.000 (364,320,000) | ユーロ 3,292,080.000 (399,790,195) |
| 国債証券 合計 | | 6,224,906,000 [6,224,906,000] | 6,740,563,449 [6,740,563,449] |
| 合計 | | 6,224,906,000 [6,224,906,000] | 6,740,563,449 [6,740,563,449] |

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における [] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入債券 時価比率 | 合計金額に 対する比率 |
|------------|----------|--------------|----------------|
| アメリカ・ドル | 国債証券 4銘柄 | 100% | 34.4% |
| イギリス・ポンド | 国債証券 2銘柄 | 100% | 14.9% |
| オーストラリア・ドル | 国債証券 1銘柄 | 100% | 38.1% |
| カナダ・ドル | 国債証券 1銘柄 | 100% | 6.7% |
| ユーロ | 国債証券 1銘柄 | 100% | 5.9% |

4. 先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下の有価証券が差し入れられております。
U.S. TREASURY BILL 20100311 額面5,000,000 米ドル
U.S. TREASURY BILL 20100729 額面5,000,000 米ドル

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成22年3月31日

| | | |
|-----------------|----------------|---------|
| 資産総額 | 7,564,108,014円 | |
| 負債総額 | 47,500,477円 | |
| 純資産総額（ - ） | 7,516,607,537円 | |
| 発行済数量 | 8,306,606,509口 | |
| 1単位当たり純資産額（ / ） | | 0.9049円 |

第5 【設定及び解約の実績】

| | 設定数量（口） | 解約数量（口） |
|--------|---------------|---------------|
| 第1計算期間 | 1,993,662,901 | 0 |
| 第2計算期間 | 0 | 3,000,000,000 |
| 第3計算期間 | 2,016,606,230 | 1,655,957,756 |

（注）当初設定数量は10,000,000,000口です。

第四部 【特別情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

平成22年3月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、3名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境検討会

運用最高責任者である運用本部長（CIO）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ．ファンド評価会議、運用審査会議およびコンプライアンス・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行っています。

平成22年3月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

| 基本的性格 | 本数（本） | 純資産額の合計額（百万円） |
|------------|-------|---------------|
| 単位型株式投資信託 | 14 | 43,688 |
| 追加型株式投資信託 | 345 | 6,782,892 |
| 株式投資信託 合計 | 359 | 6,826,580 |
| 単位型公社債投資信託 | - | - |
| 追加型公社債投資信託 | 17 | 2,947,876 |
| 公社債投資信託 合計 | 17 | 2,947,876 |
| 総合計 | 376 | 9,774,456 |

3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、第49期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しており、第50期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第49期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表及び第50期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

また、第51期事業年度に係る中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表について、あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:千円)

| | 前事業年度 (平成20年3月31日現在) | 当事業年度 (平成21年3月31日現在) |
|----------|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | 3,398,882 | 3,961,462 |
| 有価証券 | 32,206,041 | 28,233,112 |
| 前払金 | 3,357 | 453 |
| 前払費用 | 96,205 | 84,549 |
| 未収入金 | 75,494 | 20,722 |
| 未収消費税等 | - | 27,138 |
| 未収委託者報酬 | 8,899,037 | 5,273,080 |
| 未収収益 | 136,888 | 25,476 |
| 貯蔵品 | 83,453 | 38,909 |
| 繰延税金資産 | 779,955 | 227,536 |
| デリバティブ資産 | 1,172,830 | - |
| その他 | 30,104 | 2,030 |
| 流動資産計 | 46,882,252 | 37,894,473 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | 1 | 1,252,162 |
| 建物（純額） | 388,414 | 349,484 |
| 器具備品（純額） | 1,229,446 | 900,893 |

| | | |
|--------------|------------|------------|
| 建設仮勘定 | 735 | 1,785 |
| 無形固定資産 | 1,989,254 | 1,980,730 |
| ソフトウェア | 1,976,209 | 1,967,944 |
| 電話加入権 | 11,850 | 11,850 |
| その他 | 1,194 | 936 |
| 投資その他の資産 | 8,890,810 | 8,317,769 |
| 投資有価証券 | 7,690,544 | 7,780,508 |
| 関係会社株式 | 737,012 | 737,012 |
| 出資金 | 166,719 | 178,806 |
| 従業員に対する長期貸付金 | 176,298 | 155,692 |
| 差入保証金 | 633,855 | 618,264 |
| 長期前払費用 | 10,039 | 8,394 |
| 投資不動産（純額） | 593,270 | 579,162 |
| その他 | 43 | - |
| 貸倒引当金 | 3 | 3 |
| 固定資産計 | 12,498,661 | 11,550,663 |
| 資産合計 | 59,380,914 | 49,445,137 |

(単位:千円)

| | 前事業年度 (平成20年3月31日現在) | 当事業年度 (平成21年3月31日現在) |
|--------------|-------------------------|-------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 50,693 | 48,999 |
| 未払金 | 10,302,751 | 5,335,193 |
| 未払収益分配金 | 27,011 | 32,233 |
| 未払償還金 | 332,721 | 278,950 |
| 未払手数料 | 4,943,985 | 2,896,691 |
| その他未払金 | 2 | 2 |
| 未払費用 | 2,177,782 | 1,528,570 |
| 未払法人税等 | 1,402,832 | 442,052 |
| 未払消費税等 | 425,013 | - |
| 前受収益 | 39,700 | - |
| 賞与引当金 | 480,300 | 223,000 |
| その他 | 22,096 | 1,951 |
| 流動負債計 | 14,901,170 | 7,579,766 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | 988,898 | 1,150,011 |
| 役員退職慰労引当金 | 46,260 | 62,520 |
| 繰延税金負債 | 2,300,289 | 1,767,537 |
| 固定負債計 | 3,335,448 | 2,980,068 |
| 負債合計 | 18,236,618 | 10,559,835 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 15,174,272 | 15,174,272 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 11,495,727 | 11,495,727 |

| | | |
|--------------|------------|------------|
| 資本剰余金合計 | 11,495,727 | 11,495,727 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 374,297 | 374,297 |
| その他利益剰余金 | | |
| 別途積立金 | 2,800,000 | 2,800,000 |
| 繰越利益剰余金 | 11,702,152 | 9,659,553 |
| 利益剰余金合計 | 14,876,450 | 12,833,851 |
| 株主資本合計 | 41,546,450 | 39,503,851 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 402,154 | 618,549 |
| 評価・換算差額等合計 | 402,154 | 618,549 |
| 純資産合計 | 41,144,295 | 38,885,301 |
| 負債・純資産合計 | 59,380,914 | 49,445,137 |

(2) 【損益計算書】

(単位:千円)

| | 前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日) | 当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日) |
|--------------|---|---|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 82,506,998 | 67,765,880 |
| その他営業収益 | 572,557 | 391,449 |
| 営業収益計 | 83,079,556 | 68,157,330 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 48,784,763 | 40,411,927 |
| 広告宣伝費 | 1,542,009 | 836,270 |
| 公告費 | 9,189 | 2,131 |
| 受益証券発行費 | 41,501 | 4,887 |
| 調査費 | 4,197,737 | 4,089,629 |
| 調査費 | 672,732 | 752,522 |
| 委託調査費 | 3,525,004 | 3,337,107 |
| 委託計算費 | 642,326 | 657,069 |
| 営業雑経費 | 2,103,482 | 1,828,907 |
| 通信費 | 283,069 | 264,500 |
| 印刷費 | 918,929 | 908,407 |
| 協会費 | 40,717 | 49,882 |
| 諸会費 | 10,258 | 11,279 |
| その他営業雑経費 | 850,507 | 594,837 |
| 営業費用計 | 57,321,011 | 47,830,823 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | 4,208,378 | 3,940,850 |
| 役員報酬 | 185,100 | 149,400 |
| 給料・手当 | 3,139,424 | 3,408,724 |
| 賞与 | 403,553 | 159,726 |
| 賞与引当金繰入額 | 480,300 | 223,000 |
| 福利厚生費 | 548,953 | 573,052 |
| 交際費 | 85,291 | 89,101 |
| 寄付金 | 1,796 | 630 |
| 旅費交通費 | 231,428 | 233,872 |
| 租税公課 | 427,247 | 328,325 |
| 不動産賃借料 | 666,919 | 730,467 |
| 退職給付費用 | 309,416 | 310,345 |
| 役員退職慰労引当金繰入額 | 33,405 | 26,700 |
| 固定資産減価償却費 | 713,538 | 1,012,489 |
| 諸経費 | 1,349,328 | 904,760 |
| 一般管理費計 | 8,575,704 | 8,150,595 |
| 営業利益 | 17,182,840 | 12,175,911 |

(単位:千円)

| | 前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) | | 当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) | |
|----------------|--------------------------------------|------------|--------------------------------------|------------|
| 営業外収益 | | | | |
| 受取配当金 | | 205,108 | | 33,852 |
| 有価証券利息 | | 473,605 | | 350,432 |
| 受取利息 | | 4,674 | | 4,904 |
| 時効成立分配金・償還金 | | 117,919 | | 38,525 |
| 有価証券償還益 | | 226,585 | | 26,762 |
| 為替差益 | | - | | 721,935 |
| デリバティブ評価益 | | 1,150,268 | | - |
| その他 | | 27,266 | | 20,641 |
| 営業外収益計 | | 2,205,428 | | 1,197,054 |
| 営業外費用 | | | | |
| 時効成立後支払分配金・償還金 | | 58,372 | | 127,439 |
| 貯蔵品廃棄損 | | 161,462 | | 74,887 |
| 為替差損 | | 1,632,650 | | - |
| デリバティブ損失 | | - | | 885,196 |
| 貸倒引当金繰入額 | | - | 3 | 621,387 |
| その他 | | 41,095 | | 50,066 |
| 営業外費用計 | | 1,893,580 | | 1,758,977 |
| 経常利益 | | 17,494,688 | | 11,613,987 |
| 特別利益 | | | | |
| 投資有価証券売却益 | 1 | 2,241,103 | | 2,157 |
| ゴルフ会員権売却益 | | 13,021 | | - |
| 特別利益計 | | 2,254,124 | | 2,157 |
| 特別損失 | | | | |
| 投資有価証券売却損 | | 21,921 | | 2,298 |
| 投資有価証券評価損 | | - | | 218,872 |
| 投資有価証券清算損 | | - | | 10,639 |
| 固定資産除売却損 | 2 | 44,642 | 2 | 11,886 |
| 貸倒引当金繰入額 | 3 | 1,113,972 | | - |
| その他 | 4 | 3,737 | 4 | 42,274 |
| 特別損失計 | | 1,184,273 | | 285,971 |
| 税引前当期純利益 | | 18,564,539 | | 11,330,173 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 6,901,995 | | 4,648,684 |
| 法人税等調整額 | | 997,192 | | 168,125 |
| 法人税等合計 | | 7,899,187 | | 4,816,810 |
| 当期純利益 | | 10,665,351 | | 6,513,363 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

| | 前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) | 当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|------------|--|--|
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 前期末残高 | 15,174,272 | 15,174,272 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | 15,174,272 | 15,174,272 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | |
| 前期末残高 | 11,495,727 | 11,495,727 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | 11,495,727 | 11,495,727 |
| 資本剰余金合計 | | |
| 前期末残高 | 11,495,727 | 11,495,727 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | 11,495,727 | 11,495,727 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | | |
| 前期末残高 | 374,297 | 374,297 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | 374,297 | 374,297 |
| その他利益剰余金 | | |
| 特別償却準備金 | | |
| 前期末残高 | 2,261 | - |
| 当期変動額 | | |
| 特別償却準備金の取崩 | 2,261 | - |
| 当期変動額合計 | 2,261 | - |
| 当期末残高 | - | - |
| 別途積立金 | | |
| 前期末残高 | 2,800,000 | 2,800,000 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | 2,800,000 | 2,800,000 |
| 繰越利益剰余金 | | |
| 前期末残高 | 8,834,028 | 11,702,152 |
| 当期変動額 | | |
| 特別償却準備金の取崩 | 2,261 | - |
| 剰余金の配当 | 7,799,489 | 8,555,962 |
| 当期純利益 | 10,665,351 | 6,513,363 |

| | | |
|---------|------------|-----------|
| 当期変動額合計 | 2,868,123 | 2,042,599 |
| 当期末残高 | 11,702,152 | 9,659,553 |

(単位:千円)

| | 前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) | 当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|-------------------------|--|--|
| 利益剰余金合計 | | |
| 前期末残高 | 12,010,588 | 14,876,450 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 7,799,489 | 8,555,962 |
| 当期純利益 | 10,665,351 | 6,513,363 |
| 当期変動額合計 | 2,865,862 | 2,042,599 |
| 当期末残高 | 14,876,450 | 12,833,851 |
| 株主資本合計 | | |
| 前期末残高 | 38,680,588 | 41,546,450 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 7,799,489 | 8,555,962 |
| 当期純利益 | 10,665,351 | 6,513,363 |
| 当期変動額合計 | 2,865,862 | 2,042,599 |
| 当期末残高 | 41,546,450 | 39,503,851 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | |
| 前期末残高 | 562,216 | 402,154 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | 964,370 | 216,395 |
| 当期変動額合計 | 964,370 | 216,395 |
| 当期末残高 | 402,154 | 618,549 |
| 評価・換算差額等合計 | | |
| 前期末残高 | 562,216 | 402,154 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | 964,370 | 216,395 |
| 当期変動額合計 | 964,370 | 216,395 |
| 当期末残高 | 402,154 | 618,549 |
| 純資産合計 | | |
| 前期末残高 | 39,242,804 | 41,144,295 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 7,799,489 | 8,555,962 |
| 当期純利益 | 10,665,351 | 6,513,363 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | 964,370 | 216,395 |
| 当期変動額合計 | 1,901,491 | 2,258,994 |
| 当期末残高 | 41,144,295 | 38,885,301 |

重要な会計方針

| | 前事業年度 （自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日） | 当事業年度 （自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日） |
|----------------------|--|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | (1) 子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法により計上しております。 | (1) 子会社及び関連会社株式 同左 |
| | (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。 時価法により計上しております。 | (2) その他有価証券 同左 同左 |
| 2. デリバティブの評価基準及び評価方法 | | |
| 3. 固定資産の減価償却の方法 | (1) 有形固定資産及び投資不動産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 7～50年 器具備品 5～10年 (会計方針の変更) 法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 当該変更に伴う損益に与える影響は、軽微であります。 | (1) 有形固定資産及び投資不動産（リース資産を除く） 同左 |
| | (追加情報) 当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。 当該変更に伴う損益に与える影響は、軽微であります。 | |
| | (2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。 | (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左 |
| | (3) 長期前払費用 定額法によっております。 | (3) 長期前払費用 同左 |

| | | |
|----------------------|--|---|
| 4．引当金の計上基準 | <p>(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 役員および従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。</p> | <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同左</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 同左</p> |
| 5．リース取引の処理方法 | <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> | |
| 6．その他財務諸表作成のための重要な事項 | <p>(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜処理によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は投資その他の資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。</p> | <p>(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜処理によっております。</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 同左</p> |

会計方針の変更

| | |
|---|---|
| <p>前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p> | <p>当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p> |
|---|---|

| | |
|--|---|
| | <p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>当該変更に伴う損益に与える影響はありません。</p> |
|--|---|

注記事項

(貸借対照表関係)

| 前事業年度 (平成20年3月31日現在) | 当事業年度 (平成21年3月31日現在) | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-------------------------|-----------|------|-------------|------|-----------|--------|----------|---|----|-----------|------|-------------|------|-----------|--------|----------|
| <p>1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>735,161千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>1,604,537千円</td> </tr> <tr> <td>投資建物</td> <td>662,012千円</td> </tr> <tr> <td>投資器具備品</td> <td>26,457千円</td> </tr> </table> <p>2 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。 未払金 4,620,908千円</p> <p>3 投資その他の資産に計上されております貸倒引当金は、主に外貨建資産担保債券(投資有価証券)に対するものであります。</p> <p>4 保証債務 子会社であるDaiwa Asset Management (Singapore)Ltd.の債務145,120千円に対して保証を行っております。</p> | 建物 | 735,161千円 | 器具備品 | 1,604,537千円 | 投資建物 | 662,012千円 | 投資器具備品 | 26,457千円 | <p>1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>776,838千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>1,691,069千円</td> </tr> <tr> <td>投資建物</td> <td>675,647千円</td> </tr> <tr> <td>投資器具備品</td> <td>26,929千円</td> </tr> </table> <p>2 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。 未払金 1,848,998千円</p> <p>3 同左</p> <p>4 保証債務 子会社であるDaiwa Asset Management (Singapore)Ltd.の債務711,260千円に対して保証を行っております。</p> | 建物 | 776,838千円 | 器具備品 | 1,691,069千円 | 投資建物 | 675,647千円 | 投資器具備品 | 26,929千円 |
| 建物 | 735,161千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 器具備品 | 1,604,537千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 投資建物 | 662,012千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 投資器具備品 | 26,457千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建物 | 776,838千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 器具備品 | 1,691,069千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 投資建物 | 675,647千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 投資器具備品 | 26,929千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |

(損益計算書関係)

| 前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) | 当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) |
|---|---|
| <p>1 関係会社との取引 投資有価証券売却益 2,067,950千円</p> <p>2 固定資産除売却損の内容は次のとおりであります。 固定資産除売却損 器具備品 44,642千円</p> | <p>2 固定資産除売却損の内容は次のとおりであります。 固定資産除売却損 器具備品 11,886千円</p> |

| | |
|---|---|
| <p>3 貸倒引当金繰入額に関する注記 保有している外貨建資産担保債券の1銘柄について、清算事象が生じているため、当該銘柄の回収不能見込額を算定し、その見積金額を貸倒引当金として計上しております。 なお、貸倒引当金の計上基準については重要な会計方針に記載しております。</p> <p>4 特別損失の「その他」の主な内訳 会社清算損 3,069千円 保証金の返還に伴う損失 668千円</p> | <p>3 同左</p> <p>4 特別損失の「その他」の主な内訳 受益証券予備券廃棄損 21,160千円 ゴルフ会員権評価損 19,403千円</p> |
|---|---|

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

| | 前事業年度末 株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|-------|---------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 2,608 | - | - | 2,608 |
| 合 計 | 2,608 | - | - | 2,608 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 剰余金の配当 の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|------------------------|---------------------|----------------|----------------|
| 平成19年6月22日 定時株主総会 | 普通株式 | 7,799 | 2,990 | 平成19年 3月31日 | 平成19年 6月25日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成20年6月20日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

剰余金の配当の総額 8,555百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 3,280円

基準日 平成20年3月31日

効力発生日 平成20年6月23日

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

| | 前事業年度末 株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|-------|---------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式 | | | | |

| | | | | |
|------|-------|---|---|-------|
| 普通株式 | 2,608 | - | - | 2,608 |
| 合計 | 2,608 | - | - | 2,608 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 剰余金の配当 の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|------------------------|---------------------|----------------|----------------|
| 平成20年6月20日 定時株主総会 | 普通株式 | 8,555 | 3,280 | 平成20年 3月31日 | 平成20年 6月23日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成21年6月19日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

| | |
|-----------|------------|
| 剰余金の配当の総額 | 6,495百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 2,490円 |
| 基準日 | 平成21年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成21年6月22日 |

(リース取引関係)

| 前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) | 当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|--|--|
| (借主側) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 | (借主側) リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 |
| (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 | (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 |
| 器具備品 | 器具備品 |
| 取得価額相当額 4,599千円 | 取得価額相当額 4,599千円 |
| 減価償却累計額相当額 2,299 | 減価償却累計額相当額 3,613 |
| 期末残高相当額 2,299 | 期末残高相当額 985 |
| なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 | なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 |
| (2)未経過リース料期末残高相当額 | (2)未経過リース料期末残高相当額 |
| 1年以内 1,314千円 | 1年以内 985千円 |
| 1年超 985 | 1年超 - |
| 合計 2,299 | 合計 985 |
| なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 | なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 |

| | |
|---|---|
| <p>(3)支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 1,314千円 減価償却費相当額 1,314千円</p> <p>(4)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> | <p>(3)支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 1,314千円 減価償却費相当額 1,314千円</p> <p>(4)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> |
|---|---|

(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの

| 種類 | 前事業年度 (平成20年3月31日現在) | | | 当事業年度 (平成21年3月31日現在) | | |
|------------------------------|-------------------------|----------------------|------------|-------------------------|----------------------|------------|
| | 取得原価 (千円) | 貸借対照表 計上額 (千円) | 差額 (千円) | 取得原価 (千円) | 貸借対照表 計上額 (千円) | 差額 (千円) |
| 貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの | | | | | | |
| (1)株式 | 55,101 | 73,804 | 18,702 | 55,101 | 67,520 | 12,418 |
| (2)債券 | 50,000 | 50,105 | 105 | - | - | - |
| (3)その他 | | | | | | |
| 証券投資信託の受 益証券 | 3,110,512 | 3,238,991 | 128,479 | 1,732,000 | 1,815,427 | 83,427 |
| 小計 | 3,215,614 | 3,362,900 | 147,286 | 1,787,101 | 1,882,948 | 95,846 |
| 貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの | | | | | | |
| (1)債券 | 13,669,870 | 11,886,801 | 1,783,068 | - | - | - |
| (2)その他 | | | | | | |
| 証券投資信託の受 益証券 | 2,816,910 | 2,591,485 | 225,424 | 3,766,074 | 2,627,319 | 1,138,755 |
| 小計 | 16,486,780 | 14,478,287 | 2,008,493 | 3,766,074 | 2,627,319 | 1,138,755 |
| 合計 | 19,702,395 | 17,841,188 | 1,861,206 | 5,553,176 | 4,510,267 | 1,042,909 |

(注) その他有価証券で時価のあるものについて、当事業年度において218,872千円の減損処理を行っております。

なお、有価証券の減損にあたって、当事業年度末における時価の下落率が取得原価の50%以上の場合は、著しい下落かつ回復する見込みがないと判断して、減損処理を行っております。また、時価の下落率が取得原価の30%以上50%未満の場合は、時価の推移及び発行会社の財政状態等を総合的に勘案して回復可能性を検討し、回復見込みがないと判断されたものについては、減損処理を行っておりません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

| | 前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) | 当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) |
|-------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 売却額(千円) | 3,892,206 | 190,340 |
| 売却益の合計額(千円) | 2,241,103 | 2,157 |
| 売却損の合計額(千円) | 21,921 | 2,298 |

3. 時価評価されていない有価証券の内容及び貸借対照表計上額

| 種類 | 前事業年度 (平成20年3月31日現在) | 当事業年度 (平成21年3月31日現在) |
|------------------------|-------------------------|-------------------------|
| | 貸借対照表計上額 (千円) | 貸借対照表計上額 (千円) |
| 子会社株式及び関連会社株式 子会社株式 | 737,012 | 737,012 |
| 小計 | 737,012 | 737,012 |
| その他有価証券 | | |
| 非上場株式 | 1,314,612 | 1,172,137 |
| 外貨建資産担保債券 | 2,504,860 | 2,098,103 |
| MMF・中期国債ファンド | 18,235,925 | 28,233,112 |
| 小計 | 22,055,397 | 31,503,352 |
| 合計 | 22,792,409 | 32,240,364 |

4. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

前事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

| | 1年以内（千円） | 1年超5年以内 （千円） | 5年超10年以内 （千円） | 10年超（千円） |
|-----------------|------------|-----------------|------------------|----------|
| (1)債券 | | | | |
| 社債 | 150,000 | - | - | - |
| その他 | 13,569,000 | - | - | - |
| (2)その他 | | | | |
| 証券投資信託 の受益証券 | 1,023,578 | 434,463 | 1,611,490 | 86,955 |
| 合計 | 14,742,578 | 434,463 | 1,611,490 | 86,955 |

当事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

| | 1年以内（千円） | 1年超5年以内 （千円） | 5年超10年以内 （千円） | 10年超（千円） |
|-----------------|----------|-----------------|------------------|----------|
| その他 | | | | |
| 証券投資信託の 受益証券 | - | 376,553 | 1,729,191 | - |
| 合計 | - | 376,553 | 1,729,191 | - |

(デリバティブ取引関係)

1. 取引の状況に関する事項

| 前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) | 当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) |
|--------------------------------------|--------------------------------------|
| | |

| | |
|--|---|
| <p>(1) 取引の内容及び利用目的 当社が利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であり、当社が保有する外貨建資産担保債券に係る為替変動リスクを軽減するために利用しております。</p> <p>(2) 取引に対する取組方針 為替予約取引については将来の為替変動リスクの軽減を目的としているため、対象資産である外貨建資産担保債券の保有残高の範囲内で行うこととしており、投機目的ではありません。</p> <p>(3) 取引に係るリスクの内容 為替予約取引に係るリスクとして、為替相場の変動による市場リスクを有しております。また、信用度の高い国内大手証券会社を取引先としており、取引先の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと判断しております。</p> <p>(4) 取引に係るリスク管理体制 為替予約取引開始にあたっては、事前に取締役会等の会議体にて承認を得ることとしております。 なお、事後体制としまして、財務部長は毎月、為替予約取引の内容を含んだ財務報告を執行役員会議で行っております。また、財務部内にて取引の状況について適切に把握、管理しております。</p> | <p>(1) 取引の内容及び利用目的 同左</p> <p>(2) 取引に対する取組方針 同左</p> <p>(3) 取引に係るリスクの内容 同左</p> <p>(4) 取引に係るリスク管理体制 同左</p> |
|--|---|

2. 取引の時価等に関する事項

通貨関連

| 区分 | 種類 | 前事業年度 (平成20年3月31日現在) | | | | 当事業年度 (平成21年3月31日現在) | | | |
|---------------|---------------------|-------------------------|----------------------------|------------|--------------|-------------------------|----------------------------|------------|--------------|
| | | 契約額等 (千円) | 契約額等 のうち 1年超 (千円) | 時価 (千円) | 評価損益 (千円) | 契約額等 (千円) | 契約額等 のうち 1年超 (千円) | 時価 (千円) | 評価損益 (千円) |
| 市場取引 以外の取引 | 為替予約取引 売建 米ドル | 16,334,748 | - | 1,150,268 | 1,150,268 | 410,852 | - | 1,622 | 1,622 |

(注) 時価の算定方法は、各通貨のキャッシュ・フローを計算し、現在価値に割り引き邦貨換算した額となっております。

(退職給付関係)

| 前事業年度 (平成20年3月31日現在) | | 当事業年度 (平成21年3月31日現在) | |
|---|-----------|--------------------------|-------------|
| 1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、一時払いの退職金制度、及び確定拠出年金制度を併用しております。 | | 1. 採用している退職給付制度の概要 同左 | |
| 2. 退職給付債務に関する事項 | | 2. 退職給付債務に関する事項 | |
| 退職給付債務 | 988,898千円 | 退職給付債務 | 1,150,011千円 |
| 退職給付引当金 | 988,898千円 | 退職給付引当金 | 1,150,011千円 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----------|-----------|-----|---------|-------|--|--------|---------|---|------|-----------|-----|---------|-------|--|--------|---------|
| <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">152,041千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">157,375</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">309,416</td> </tr> </table> <p>なお、「その他」のうち確定拠出年金への掛金支払額は106,630千円であります。</p> | 勤務費用 | 152,041千円 | その他 | 157,375 | <hr/> | | 退職給付費用 | 309,416 | <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">168,703千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">141,642</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">310,345</td> </tr> </table> <p>なお、「その他」のうち確定拠出年金への掛金支払額は118,690千円であります。</p> | 勤務費用 | 168,703千円 | その他 | 141,642 | <hr/> | | 退職給付費用 | 310,345 |
| 勤務費用 | 152,041千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 157,375 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <hr/> | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 退職給付費用 | 309,416 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 勤務費用 | 168,703千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 141,642 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <hr/> | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 退職給付費用 | 310,345 | | | | | | | | | | | | | | | | |

(税効果会計関係)

| 前事業年度 (平成20年3月31日現在) | 当事業年度 (平成21年3月31日現在) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-------------------------|--------|--------------------|---------|----------------------|---------|---------|---------|--------|---------|--|----------------|--------------|--------------------|-----------|----------------------|-------|---------|--------|---------|------|--------|-----------|--------|---------|--------|------|--------|--------|--------|-----|--------|-------|--|----------|-----------|--------|-----------|-------|--|----------|-----------|--------|--|---------|-----------|-----|-------|-------|--|----------|-----------|-------|--|-----------|-----------|--|--------|----|------|---------|-------|---------|---------|---------|--------------|---------|-----------|---------|---------|---------|--------|---------|-------|---------|-------|--------|------|--------|-----------|--------|---------|--------|-----|--------|-------|--|----------|-----------|--------|-----------|-------|--|----------|-----------|--------|--|---------|-----------|-----|-------|-------|--|----------|-----------|-------|--|-----------|-----------|
| <p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">887,301</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">454,496</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">402,382</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">332,390</td> </tr> <tr> <td>株式譲渡損繰延</td> <td style="text-align: right;">287,965</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">275,900</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券評価損</td> <td style="text-align: right;">214,784</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">168,660</td> </tr> <tr> <td>出資金評価損</td> <td style="text-align: right;">118,268</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">38,093</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td> <td style="text-align: right;">18,823</td> </tr> <tr> <td>未払社会保険料</td> <td style="text-align: right;">18,208</td> </tr> <tr> <td>前受収益</td> <td style="text-align: right;">16,153</td> </tr> <tr> <td>一括償却資産</td> <td style="text-align: right;">10,048</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">23,392</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">3,266,871</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">1,947,529</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">1,319,341</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式譲渡益繰延</td> <td style="text-align: right;">2,837,113</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">2,562</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right;">2,839,675</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債の純額</td> <td style="text-align: right;">1,520,333</td> </tr> </table> | 繰延税金資産 | 千円 | 減損損失 | 887,301 | 貸倒引当金 | 454,496 | 退職給付引当金 | 402,382 | 未払事業税 | 332,390 | 株式譲渡損繰延 | 287,965 | その他有価証券評価差額金 | 275,900 | 投資有価証券評価損 | 214,784 | 賞与引当金 | 168,660 | 出資金評価損 | 118,268 | 器具備品 | 38,093 | 役員退職慰労引当金 | 18,823 | 未払社会保険料 | 18,208 | 前受収益 | 16,153 | 一括償却資産 | 10,048 | その他 | 23,392 | <hr/> | | 繰延税金資産小計 | 3,266,871 | 評価性引当額 | 1,947,529 | <hr/> | | 繰延税金資産合計 | 1,319,341 | 繰延税金負債 | | 株式譲渡益繰延 | 2,837,113 | その他 | 2,562 | <hr/> | | 繰延税金負債合計 | 2,839,675 | <hr/> | | 繰延税金負債の純額 | 1,520,333 | <p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">886,012</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">708,034</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">467,939</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">424,359</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券評価損</td> <td style="text-align: right;">303,843</td> </tr> <tr> <td>株式譲渡損繰延</td> <td style="text-align: right;">287,965</td> </tr> <tr> <td>出資金評価損</td> <td style="text-align: right;">126,163</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">108,049</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">90,738</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">38,093</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td> <td style="text-align: right;">25,439</td> </tr> <tr> <td>未払社会保険料</td> <td style="text-align: right;">11,283</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">31,981</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">3,509,905</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">2,210,636</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">1,299,269</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式譲渡益繰延</td> <td style="text-align: right;">2,837,113</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">2,156</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right;">2,839,269</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債の純額</td> <td style="text-align: right;">1,540,000</td> </tr> </table> | 繰延税金資産 | 千円 | 減損損失 | 886,012 | 貸倒引当金 | 708,034 | 退職給付引当金 | 467,939 | その他有価証券評価差額金 | 424,359 | 投資有価証券評価損 | 303,843 | 株式譲渡損繰延 | 287,965 | 出資金評価損 | 126,163 | 未払事業税 | 108,049 | 賞与引当金 | 90,738 | 器具備品 | 38,093 | 役員退職慰労引当金 | 25,439 | 未払社会保険料 | 11,283 | その他 | 31,981 | <hr/> | | 繰延税金資産小計 | 3,509,905 | 評価性引当額 | 2,210,636 | <hr/> | | 繰延税金資産合計 | 1,299,269 | 繰延税金負債 | | 株式譲渡益繰延 | 2,837,113 | その他 | 2,156 | <hr/> | | 繰延税金負債合計 | 2,839,269 | <hr/> | | 繰延税金負債の純額 | 1,540,000 |
| 繰延税金資産 | 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減損損失 | 887,301 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 貸倒引当金 | 454,496 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 退職給付引当金 | 402,382 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未払事業税 | 332,390 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 株式譲渡損繰延 | 287,965 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他有価証券評価差額金 | 275,900 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 投資有価証券評価損 | 214,784 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 賞与引当金 | 168,660 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 出資金評価損 | 118,268 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 器具備品 | 38,093 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 役員退職慰労引当金 | 18,823 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未払社会保険料 | 18,208 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 前受収益 | 16,153 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一括償却資産 | 10,048 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 23,392 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <hr/> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産小計 | 3,266,871 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価性引当額 | 1,947,529 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <hr/> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産合計 | 1,319,341 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金負債 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 株式譲渡益繰延 | 2,837,113 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 2,562 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <hr/> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金負債合計 | 2,839,675 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <hr/> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金負債の純額 | 1,520,333 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産 | 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減損損失 | 886,012 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 貸倒引当金 | 708,034 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 退職給付引当金 | 467,939 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他有価証券評価差額金 | 424,359 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 投資有価証券評価損 | 303,843 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 株式譲渡損繰延 | 287,965 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 出資金評価損 | 126,163 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未払事業税 | 108,049 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 賞与引当金 | 90,738 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 器具備品 | 38,093 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 役員退職慰労引当金 | 25,439 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未払社会保険料 | 11,283 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 31,981 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <hr/> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産小計 | 3,509,905 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価性引当額 | 2,210,636 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <hr/> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産合計 | 1,299,269 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金負債 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 株式譲渡益繰延 | 2,837,113 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 2,156 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <hr/> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金負債合計 | 2,839,269 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <hr/> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金負債の純額 | 1,540,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">40.69%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.20</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.52</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">0.02</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">2.45</td> </tr> </table> | 法定実効税率 (調整) | 40.69% | 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.20 | 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | 0.52 | 住民税均等割 | 0.02 | 評価性引当額 | 2.45 | <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">40.69%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.35</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.13</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">0.03</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">2.32</td> </tr> </table> | 法定実効税率 (調整) | 40.69% | 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.35 | 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | 0.13 | 住民税均等割 | 0.03 | 評価性引当額 | 2.32 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 法定実効税率 (調整) | 40.69% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.20 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | 0.52 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住民税均等割 | 0.02 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価性引当額 | 2.45 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 法定実効税率 (調整) | 40.69% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.35 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | 0.13 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住民税均等割 | 0.03 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価性引当額 | 2.32 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|-------------------|-------|-------------------|-------|
| その他 | 0.29 | その他 | 0.74 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 42.55 | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 42.52 |

(関連当事者情報)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 親会社及び法人主要株主等

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-----|-------------|---------|---------------|-------|-------------------|--------|--------|------------------------|------------------------|--------|----------|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 親会社 | ㈱大和証券グループ本社 | 東京都千代田区 | 178,324 | 持ち株会社 | 100.0 | 役員2人 | 経営管理 | 有価証券の売却 売却代金 売却益 | 3,153,487 2,067,950 | - - | - - |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

有価証券の売却価格は、修正簿価純資産方式により決定しており、支払条件は現金一括払いであります。

2. 兄弟会社等

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|---------|---------------|---------|---------------|---------|-------------------|--------|-----------------|--------------|------------|--------|-----------|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 親会社の子会社 | 大和証券㈱ | 東京都千代田区 | 100,000 | 金融商品取引業 | - | なし | 証券投資信託受益証券の募集販売 | 証券投資信託の代行手数料 | 31,893,085 | 未払手数料 | 3,927,855 |
| 親会社の子会社 | 大和証券エスエムピーシー㈱ | 東京都千代田区 | 255,700 | 金融商品取引業 | - | なし | 証券投資信託受益証券の募集販売 | 証券投資信託の代行手数料 | 1,197,059 | 未払手数料 | 82,472 |
| | | | | | | | | 為替予約 | 25,434,342 | - | - |
| 親会社の子会社 | ㈱大和総研 | 東京都江東区 | 3,898 | 情報サービス業 | - | なし | ソフトウェアの開発 | ソフトウェアの購入 | 1,074,141 | その他未払金 | 321,615 |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- (2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を兄弟会社に支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。
- (3) 為替予約取引の条件は、市場実勢を勘案して決定しております。
- (4) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、平成18年10月17日公表の「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号)を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の子会社

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-----|--|-----------|---------------|---------|-------------------|-----------|-------|----------|----|----------|
| 子会社 | Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd. | Singapore | 133 | 金融商品取引業 | 100.0 | 経営管理 | 債務保証 | 711,260 | - | - |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-------------|-----------------|---------|---------------|---------|-------------------|-----------------|--------------|------------|--------|-----------|
| 同一の親会社をもつ会社 | 大和証券(株) | 東京都千代田区 | 100,000 | 金融商品取引業 | - | 証券投資信託受益証券の募集販売 | 証券投資信託の代行手数料 | 25,915,828 | 未払手数料 | 2,154,948 |
| 同一の親会社をもつ会社 | 大和証券エスエムピーシー(株) | 東京都千代田区 | 255,700 | 金融商品取引業 | - | 証券投資信託受益証券の募集販売 | 証券投資信託の代行手数料 | 980,553 | 未払手数料 | 58,506 |
| | | | | | | | 為替予約 | 17,314,889 | - | - |
| 同一の親会社をもつ会社 | 株大和総研 | 東京都江東区 | 1,000 | 情報サービス業 | - | ソフトウェアの開発 | ソフトウェアの購入 | 544,950 | その他未払金 | 197,190 |

(注) 1. 上記(ア)～(イ)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を兄弟会社に支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

(2) 為替予約取引の条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

(3) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(4) 株大和総研との取引金額には、株大和総研ホールディングス(旧・株大和総研)分社化前の取引金額が含まれております。

2. 親会社に関する注記

(株)大和証券グループ本社（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

| 前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) | 当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|--|--|
| 1株当たり純資産額 15,773.01円 1株当たり当期純利益 4,088.65円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。 | 1株当たり純資産額 14,907.00円 1株当たり当期純利益 2,496.95円 同左 |

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

| | 前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) | 当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|-----------------|--|--|
| 当期純利益(千円) | 10,665,351 | 6,513,363 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 2,608,525 | 2,608,525 |

(重要な後発事象)

| 前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) | 当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|--|--|
| 該当事項はありません。 | 同左 |

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

| | | 当中間会計期間末 (平成21年9月30日) |
|------------|---|--------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | | 4,276,319 |
| 有価証券 | | 22,256,096 |
| 未収委託者報酬 | | 6,213,110 |
| 貯蔵品 | | 26,368 |
| 繰延税金資産 | | 321,833 |
| その他 | | 424,869 |
| 流動資産計 | | 33,518,597 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | 1 | 1,168,979 |
| 無形固定資産 | | 1,801,825 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | | 10,148,103 |
| その他 | 1 | 1,503,398 |
| 貸倒引当金 | 2 | 1,538,999 |
| 投資その他の資産合計 | | 10,112,502 |
| 固定資産計 | | 13,083,307 |
| 資産合計 | | 46,601,904 |

(単位:千円)

| | | 当中間会計期間末 (平成21年9月30日) |
|-----------|---|--------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払金 | | 5,163,439 |
| 未払法人税等 | | 722,692 |
| 賞与引当金 | | 410,700 |
| その他 | 4 | 1,613,671 |
| 流動負債計 | | 7,910,503 |
| 固定負債 | | |
| 繰延税金負債 | | 1,926,552 |
| 退職給付引当金 | | 1,163,635 |
| 役員退職慰労引当金 | | 43,950 |
| 固定負債計 | | 3,134,137 |
| 負債合計 | | 11,044,641 |
| 純資産の部 | | |

| | |
|--------------|------------|
| 株主資本 | |
| 資本金 | 15,174,272 |
| 資本剰余金 | |
| 資本準備金 | 11,495,727 |
| 資本剰余金合計 | 11,495,727 |
| 利益剰余金 | |
| 利益準備金 | 374,297 |
| その他利益剰余金 | |
| 別途積立金 | 2,800,000 |
| 繰越利益剰余金 | 5,993,148 |
| 利益剰余金合計 | 9,167,446 |
| 株主資本合計 | 35,837,446 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | 338,935 |
| 繰延ヘッジ損益 | 58,751 |
| 評価・換算差額等合計 | 280,183 |
| 純資産合計 | 35,557,263 |
| 負債・純資産合計 | 46,601,904 |

(2) 中間損益計算書

(単位:千円)

| | 当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日) | |
|--------------|---|------------|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | | 29,980,874 |
| その他営業収益 | | 212,747 |
| 営業収益計 | | 30,193,621 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | | 17,787,239 |
| その他営業費用 | | 3,452,353 |
| 営業費用計 | | 21,239,592 |
| 一般管理費 | 1 | 4,221,719 |
| 営業利益 | | 4,732,309 |
| 営業外収益 | 2 | 394,870 |
| 営業外費用 | 1, 3 | 265,780 |
| 経常利益 | | 4,861,399 |
| 特別利益 | 4 | 64,666 |
| 特別損失 | | 1,221 |
| 税引前中間純利益 | | 4,924,844 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 2,263,441 |
| 法人税等調整額 | | 167,419 |
| 中間純利益 | | 2,828,822 |

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位:千円)

| | 当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日) |
|-----------------|---|
| 株主資本 | |
| 資本金 | |
| 前期末残高 | 15,174,272 |
| 当中間期変動額 | |
| 当中間期変動額合計 | - |
| 当中間期末残高 | 15,174,272 |
| 資本剰余金 | |
| 資本準備金 | |
| 前期末残高 | 11,495,727 |
| 当中間期変動額 | |
| 当中間期変動額合計 | - |
| 当中間期末残高 | 11,495,727 |
| 資本剰余金合計 | |
| 前期末残高 | 11,495,727 |
| 当中間期変動額 | |
| 当中間期変動額合計 | - |
| 当中間期末残高 | 11,495,727 |
| 利益剰余金 | |
| 利益準備金 | |
| 前期末残高 | 374,297 |
| 当中間期変動額 | |
| 当中間期変動額合計 | - |
| 当中間期末残高 | 374,297 |
| その他利益剰余金 | |
| 別途積立金 | |
| 前期末残高 | 2,800,000 |
| 当中間期変動額 | |
| 当中間期変動額合計 | - |
| 当中間期末残高 | 2,800,000 |
| 繰越利益剰余金 | |
| 前期末残高 | 9,659,553 |
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 6,495,227 |
| 中間純利益 | 2,828,822 |
| 当中間期変動額合計 | 3,666,404 |
| 当中間期末残高 | 5,993,148 |
| 利益剰余金合計 | |
| 前期末残高 | 12,833,851 |
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 6,495,227 |
| 中間純利益 | 2,828,822 |
| 当中間期変動額合計 | 3,666,404 |

当中間期末残高

9,167,446

(単位:千円)

| | 当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日) |
|---------------------------|---|
| 株主資本合計 | |
| 前期末残高 | 39,503,851 |
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 6,495,227 |
| 中間純利益 | 2,828,822 |
| 当中間期変動額合計 | 3,666,404 |
| 当中間期末残高 | 35,837,446 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | |
| 前期末残高 | 618,549 |
| 当中間期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額) | 279,614 |
| 当中間期変動額合計 | 279,614 |
| 当中間期末残高 | 338,935 |
| 繰延ヘッジ損益 | |
| 前期末残高 | - |
| 当中間期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額) | 58,751 |
| 当中間期変動額合計 | 58,751 |
| 当中間期末残高 | 58,751 |
| 評価・換算差額等合計 | |
| 前期末残高 | 618,549 |
| 当中間期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額) | 338,366 |
| 当中間期変動額合計 | 338,366 |
| 当中間期末残高 | 280,183 |
| 純資産合計 | |
| 前期末残高 | 38,885,301 |
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 6,495,227 |
| 中間純利益 | 2,828,822 |
| 株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額) | 338,366 |
| 当中間期変動額合計 | 3,328,038 |
| 当中間期末残高 | 35,557,263 |

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

| | 当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日) |
|----------------------|--|
| 1. 資産の評価基準及び 評価方法 | <p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法により計上しております。 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部 純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算 定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) デリバティブ 時価法により計上しております。</p> |
| 2. 固定資産の減価償却 の方法 | <p>(1) 有形固定資産及び投資不動産（リース資産を除く） 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6～47年 器具備品 3～20年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利 用可能期間（5年）に基づいております。</p> <p>(3) 長期前払費用 定額法によっております。</p> |
| 3. 引当金の計上基準 | <p>(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実 績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財 務内容評価法により計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 役員および従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見 込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく 当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社 の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、 能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が 確定するためであります。 また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づ く当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程 に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p> |

| | |
|-------------------------|--|
| 4. ヘッジ会計の方法 | <p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段・・・株価指数先物 ヘッジ対象・・・投資有価証券</p> <p>(3) ヘッジ方針 価格変動リスクを軽減する目的で、対象資産である投資有価証券の保有残高の範囲内でヘッジを行っております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 原則として四半期毎にヘッジ手段の時価変動の累計とヘッジ対象の時価変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ手段の有効性評価を行っております。</p> |
| 5. リース取引の処理方法 | <p>リース取引開始日が平成20年3月31日以前の、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> |
| 6. その他中間財務諸表作成のための重要な事項 | <p>(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。</p> |

注記事項

(中間貸借対照表関係)

| 当中間会計期間末 (平成21年9月30日現在) | |
|---|--|
| 1. 減価償却累計額 | |
| 有形固定資産 | 2,603,477千円 |
| 投資不動産 | 709,109千円 |
| 2. 投資その他の資産に計上されております貸倒引当金は、主に外貨建資産担保債券(投資有価証券)に対するものであります。 | |
| 3. 債務保証 | 子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務573,210千円に対して保証を行っております。 |
| 4. 消費税等の取扱い | 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。 |

(中間損益計算書関係)

| 当中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日) | |
|--|--|
| 1. 減価償却実施額 | |

| | |
|---------------|-----------|
| 有形固定資産 | 141,608千円 |
| 無形固定資産 | 325,480千円 |
| 投資不動産 | 6,532千円 |
| 2. 営業外収益の主要項目 | |
| 有価証券利息 | 67,638千円 |
| 投資有価証券売却益 | 188,494千円 |
| デリバティブ利益 | 29,286千円 |
| 3. 営業外費用の主要項目 | |
| 投資有価証券売却損 | 161,780千円 |
| 有価証券償還損 | 26,776千円 |
| 4. 特別利益の主要項目 | |
| 貸倒引当金戻入額 | 64,666千円 |

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 前事業年度末 株式数（千株） | 当中間会計期間 増加株式数（千株） | 当中間会計期間 減少株式数（千株） | 当中間会計期間末 株式数（千株） |
|-------|-------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 2,608 | - | - | 2,608 |
| 合計 | 2,608 | - | - | 2,608 |

2. 配当に関する事項

配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 平成21年6月19日 定時株主総会 | 普通株式 | 6,495 | 2,490 | 平成21年 3月31日 | 平成21年 6月22日 |

(リース取引関係)

| 当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | | |
|---|---------------------------|-------|
| (借主側) | | |
| リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 (通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) | | |
| 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額 | | |
| | 有形固定資産 (工具、器具 及び備品) | 合計 |
| | 千円 | 千円 |
| 取得価額相当額 | 4,599 | 4,599 |

| | | |
|------------|-------|-------|
| 減価償却累計額相当額 | 4,270 | 4,270 |
| 中間期末残高相当額 | 328 | 328 |

（注）取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

2．未経過リース料中間期末残高相当額

| | |
|-------|-------|
| 1 年 内 | 328千円 |
| 1 年 超 | - 千円 |
| 合 計 | 328千円 |

（注）未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

3．支払リース料及び減価償却費相当額

| | |
|----------|-------|
| 支払リース料 | 657千円 |
| 減価償却費相当額 | 657千円 |

4．減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

（有価証券関係）

当中間会計期間末（平成21年9月30日現在）

1．時価のある有価証券

| | 取得原価 (千円) | 中間貸借対照表計上額 (千円) | 差額 (千円) |
|--------------------|--------------|--------------------|------------|
| (1) その他有価証券 株 式 | 55,101 | 73,537 | 18,435 |
| その他 証券投資信託の受益証券 | 6,900,314 | 6,310,414 | 589,899 |
| 計 | 6,955,416 | 6,383,952 | 571,464 |

2．時価評価されていない主な有価証券

| | 中間貸借対照表計上額 (千円) |
|----------------------|--------------------|
| (1) その他有価証券 非上場株式 | 1,172,137 |
| 外貨建資産担保債券 | 1,855,002 |
| MMF・FFF・中期国債ファンド | 22,256,096 |
| 計 | 25,283,235 |
| (2) 子会社株式及び関連会社株式 | 737,012 |
| 計 | 737,012 |

（デリバティブ取引関係）

1．取引の状況に関する事項

当中間会計期間
(自 平成21年 4月 1日
至 平成21年 9月30日)

- (1) 取引の内容
当社が利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引及び株価指数先物取引であります。
- (2) 取引に対する取組方針
デリバティブ取引については、将来の為替変動リスク及び価格変動リスクの軽減を目的としているため、対象資産である投資有価証券の保有残高の範囲内で行うこととしており、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。
- (3) 取引の利用目的
当社のデリバティブ取引は、当社が保有する投資有価証券に係る為替変動リスク、及び価格変動リスクを軽減する目的で利用しております。
なお、一部の投資有価証券を対象に、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。
- ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
- ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段・・・株価指数先物
ヘッジ対象・・・投資有価証券
- ヘッジ方針
価格変動リスクを軽減する目的で、対象資産である投資有価証券の保有残高の範囲内でヘッジを行っております。
- ヘッジ有効性評価の方法
原則として四半期毎にヘッジ手段の時価変動の累計とヘッジ対象の時価変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ手段の有効性評価を行っております。
- (4) 取引に係るリスクの内容
為替予約取引に係るリスクとして、為替相場の変動によるリスク、株価指数先物取引に係るリスクとして、株式指数先物相場の価格変動によるリスクを有しております。また、為替予約取引は、信用度の高い国内大手証券会社を取引先としており、取引先の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと判断しております。
- (5) 取引に係るリスク管理体制
デリバティブ取引にあたっては、事前に取締役会等の会議体にて承認を得ることとしております。取引の実行及び管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルール等に従い、財務部内にて取引の状況について適切に把握、管理を行っております。
なお、財務部長はデリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を、執行役員会議及び財務会議で行っております。

2. デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

| 対象物の種類 | 取引の種類 | 当中間会計期間末 (平成21年 9月30日現在) | | |
|--------|--------|-----------------------------|------------|--------------|
| | | 契約額等 (千円) | 時価 (千円) | 評価損益 (千円) |
| 通貨 | 為替予約取引 | 320,616 | 4,055 | 4,055 |

(注) 1. 時価の算定方法は、各通貨のキャッシュ・フローを計算し、現在価値に割り引き邦貨換算した額となっております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

(1株当たり情報)

当中間会計期間
(自平成21年4月1日
至平成21年9月30日)

| | |
|--------------|------------|
| 1株当たり純資産額 | 13,631.17円 |
| 1株当たり中間純利益金額 | 1,084.45円 |

(注) 1 . 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 . 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

| | |
|------------------|-----------|
| 中間純利益(千円) | 2,828,822 |
| 普通株式に係る中間純利益(千円) | 2,828,822 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 2,608,525 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

平成21年4月2日付で、定款について次の変更をいたしました。

- ・ 株主名簿管理人の廃止

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実

提出日前1年以内において、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 住友信託銀行株式会社

資本金の額 287,537百万円（平成21年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称 大和証券株式会社

資本金の額 100,000百万円（平成21年3月末日現在）

事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。以下の記載となります。

2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行いません。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行いません。

3 【資本関係】

該当ありません。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成21年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3 【その他】

(1) 目論見書の表紙および裏表紙の記載等について

委託会社の名称、所在地を記載することがあります。

委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。

ファンドの形態等を記載することがあります。

図案を採用することがあります。

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書（請求目論見書）である旨を記載することがあります（請求目論見書の場合）。

ファンドの管理番号等を記載することがあります。

(2) 目論見書の表紙裏の記載について

次の事項を記載することがあります。

当ファンドは、公社債など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資するとともに、先物取引およびオプション取引を利用しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

委託会社の情報提供窓口

お電話によるお問合わせ先

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

本文書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

有価証券届出書第三部の内容を記載した「投資信託説明書（請求目論見書）」は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることもできる旨。

(3) 目論見書の冒頭に、有価証券届出書の第一部および第二部の内容を要約または図表化したものならびに計算例を「目論見書の概要」等として記載することがあります。

(4) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用することがあります。

(5) 前(3)の「目論見書の概要」の項または目論見書の巻末に、「用語のご説明」等のタイトルで用語集を掲載することがあります。

(6) 前(3)の「目論見書の概要」の項に、当ファンドの基準価額、純資産総額等の推移をグラフで表示することがあります。

(7) 当ファンドの投資信託約款の内容を記載した書面を、目論見書と合冊で投資家に交付することがあります。

(8) 目論見書の別称として、次を用いることがあります。

「投資信託説明書（目論見書）」

「投資信託説明書（交付目論見書）」

「投資信託説明書（請求目論見書）」

独立監査人の監査報告書

平成22年4月16日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

| | | |
|----------------|-------|---------|
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 山元 太志 印 |
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 久野 佳樹 印 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ・ワールドボンド・ファンド（ダイワSMA専用）の平成21年2月28日から平成22年3月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ・ワールドボンド・ファンド（ダイワSMA専用）の平成22年3月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2） 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月19日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 堀内 巧 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 小澤 陽 一 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月22日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社
員 公認会計士 堀内 巧 印
業務執行社員指定社
員 公認会計士 小澤 陽一 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第51期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年4月17日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

| | | |
|----------------|-------|---------|
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 山元 太志 印 |
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 久野 佳樹 印 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ・ワールドボンド・ファンド（ダイワSMA専用）の平成20年2月28日から平成21年2月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ・ワールドボンド・ファンド（ダイワSMA専用）の平成21年2月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2） 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（前期）](#)へ

独立監査人の監査報告書

平成20年6月20日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社
員 公認会計士 堀内 巧 印
業務執行社員

指定社
員 公認会計士 小澤 陽一 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。